

別添
開示する行政文書の名称等

文書番号	対象文書	枚数
1	H24.9.10付け起案・決裁文書「国立駐在官室における調査活動費等の不適切な処理に係る職員に対する懲戒処分及び監督上の措置について」(伺い)	6
	てん末書(11件)	23
	H24.9.14付け「懲戒処分書」	1
	H24.9.14付け「処分説明書」	1
	H24.9.14付け「懲戒処分書」	1
	H24.9.14付け「処分説明書」	1
2	H24.9.11付け起案・決裁文書「国立駐在官室における調査活動費等不適切処理関係者に対する懲戒処分及び監督上の措置の伝達について」	2
	H24.9.14付け「懲戒処分書」	1
	H24.9.14付け「処分説明書」	1
	H24.9.14付け「懲戒処分書」	1
	H24.9.14付け「処分説明書」	1
	H24.9.14付け「受領書」	1
	H24.9.14付け「受領書」	1
3	H24.10.1付け起案・決裁文書「人事院への処分説明書(写)の提出について」	2
	H24.10.1付け「処分説明書の写の提出について」	1
	H24.9.14付け「処分説明書」(写)	1
	H24.9.14付け「処分説明書」(写)	1
4	H25.2.1付け起案・決裁文書「中国局における非違行為事案の関係者に対する懲戒処分及び監督上の措置について(伺い)」	3
	てん末書(10件)	28
5	H25.2.8付け起案・決裁文書「中国公安調査局における非違行為事案の関係者に対する懲戒処分及び監督上の措置の伝達について」	2
	H25.2.15付け「懲戒処分書」	1

	H25.2.15付け 「処分説明書」	1
	H25.2.15付け 「受領書」	1
6	H25.3.1付け 起案・決裁文書 「人事院への処分説明書（写）の提出について」	2
	H25.3.1付け 「処分説明書の写の提出について」	1
	H25.2.15付け 「処分説明書」（写）	1
総枚数		8 6

起案	平成24年9月10日	秘密区分	
決裁	平成24年9月11日	取扱区分	

件名

国立駐在官室における調査活動費等の不適切な処理に係る職員に対する懲戒処分及び監督上の措置について（伺い）

決 裁 欄

決 裁

長 官



次 長



総務部長



人事課長



総務課長



審理室長



首席監察官



文書番号	公調人発第 号	起案部課	総務部人事課
文書月日	平成 年 月 日	主筆事務官	[REDACTED] TEL [REDACTED]

公 安 調 査 庁

(同)

調査活動費等の不適切な処理を行った職員について、下記のとおり、懲戒处分及び監督上の措置を講じることとしたが、いかがか。

記

1 関係職員

[REDACTED]	国立駐在官室長
[REDACTED]	国立駐在官室上席調査官
[REDACTED]	国立駐在官室 [REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
→ [REDACTED]	国立駐在官室 [REDACTED]
[REDACTED]	国立駐在官室 [REDACTED]
→ [REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	関東公安調査局長
[REDACTED]	中国公安調査局長
→ [REDACTED]	関東公安調査局総務部長
[REDACTED]	関東公安調査局長総務部長

2 事実関係

[旅費の不正受領関係]

平成24年3月[REDACTED]日、[REDACTED]室長、[REDACTED]上席調査官及び[REDACTED]は、官用車で静岡県[REDACTED]まで出張したにもかかわらず、鉄道を利用したとの内容の旅費請求書を提出し、[REDACTED]室長は9,520円、[REDACTED]上席調査官は9,780円、[REDACTED]は10,160円の旅費を不正に受領した。

[飲食費の不正受領関係]

(1) 平成23年3月[REDACTED]日分

[REDACTED]室長は、[REDACTED]上席調査官及びその他の職員1名と[REDACTED]の飲食店で昼食を共にし、その飲食代金12,140円のうち約4,000円を[REDACTED]上席調査官らが支払い、残りを[REDACTED]室長が支払った。

その後、[REDACTED]室長は、同店の飲食代全額を調査活動費から支払うことにして決め、[REDACTED]上席調査官に指示して手続をさせ、[REDACTED]

■していた ■から不正に同額(12,140円)の支払を受けた。
なお、その他の職員1名は、不正支出について認識がなかった。

(2) 平成24年3月■日分

■室長は、■上席調査官及びその他の職員1名と ■の飲食店で昼食を共にし、代金9,600円は ■室長が支払った。

その後、■室長は、前記(1)と同様に、■上席調査官に指示して手続をさせ、■していた ■から不正に同額(9,600円)の支払を受けた。

なお、その他の職員1名は、不正支出について認識がなかった。

(3) 平成24年5月■日分

■室長は、■上席調査官及びその他の職員2名と ■の飲食店で昼食を共にし、代金4,960円は ■室長が支払った。

その後、■室長は、前記(1)と同様に、■上席調査官に指示して手続をさせ、■していた ■から不正に同額(4,960円)の支払を受けた。

なお、その他の職員2名は、不正支出について認識がなかった。

(4) 平成24年7月■日分

■室長は、■上席調査官と一緒に ■の飲食店で昼食を共にし、代金5,880円は ■室長が支払った。

その後、■室長は、前記(1)と同様に、■上席調査官に指示して手続をさせ、■していた ■から不正に同額(5,880円)の支払を受けた。

3 懲戒処分

[懲戒処分]

■ 国立駐在官室長

処分内容：停職3月

根拠法令：国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分理由：■室長は、平成24年3月■日、部下職員2名と公用車で静岡県 ■に出張したにもかかわらず、鉄道を利用したと申告して旅費

を請求するとともに、部下職員2名にもその旨指示をして旅費を請求させ、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■上席調査官ら部下職員らと昼食を共にした際、いったんは飲食代金を支払ったものの、その後、飲食代金を調査活動費から支払うことに決め、■上席調査官に指示して手続をさせ、調査活動費の支払手続担当者から不正に同額の支払を受けた。

■室長は、国立駐在官室を統括する者として、同駐在官室で取り扱う調査活動費等の適正な執行に責任を負っていたにもかかわらず、自ら調査活動費等の不正支出に主導的な役割を果たしており、かかる同人の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められる。

■ 国立駐在官室上席調査官

処分内容：減給3月間俸給の月額の100分の5

根拠法令：国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分理由：■上席調査官は、平成24年3月■日、■室長らと官用車で静岡県■に出張したにもかかわらず、■室長の指示を受け、鉄道を利用したと申告して旅費を請求し、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■室長らと昼食を共にした際、■室長の指示を受けて、調査活動費の支払手続担当者に対し、調査活動費から同飲食代金の支出を求める手続を行った。

■上席調査官は、公安調査官として調査活動費等を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費等の不正支出のための手続を行うなどしており、かかる同人の行為は、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第

1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められる。

※ 根拠条文（国家公務員法抜粋）

第82条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第5条第3項に規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

第99条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

[監督上の措置]

■■■■■ 国立駐在官室 ■■■■■

措置内容：訓 告

措置理由：■■■■■は、平成24年3月■日、■室長らと官用車で静岡県■■■■に出張したにもかかわらず、■室長の指示を受けて、鉄道を利用したと申告して旅費を請求し、不正に旅費を受領した。

■■■■■ 国立駐在官室 ■■■■■

措置内容：訓 告

措置理由：■■■■■は、■■■■■ 国立駐在官室において、■■■■■であったにもかかわらず、平成23年3月、■室長の指示を受け、不正の支出であることを認識していながら調査活動費の支出に応じ、その職責を果たさなかつた。

■■■■■ 国立駐在官室 ■■■■■

措置内容：訓 告

措置理由：■■■■■は、■■■■■ 国立駐在官室において、■■■■■であったにもかかわらず、不正の

支出であるかもしないとの疑惑を抱きながら、あえてこれを確認せず、調査活動費の支払に応じ、その職責を果たさなかった。

■ ■ ■ 関東公安調査局長

措置内容：厳重注意（監督責任）

措置理由：■ ■ ■ 局長は、■ ■ ■ 関東公安調査局長として、国立駐在官室に対する監督責任を負っていたものであるが、その責任を十分に果たせなかった。

■ ■ ■ 中国公安調査局長

措置内容：厳重注意（監督責任）

措置理由：■ ■ ■ 局長は、■ ■ ■ 関東公安調査局総務部長として、国立駐在官室における調査活動費、旅費の支出を監督する責任を負っていたものであるが、その責任を十分に果たせなかった。

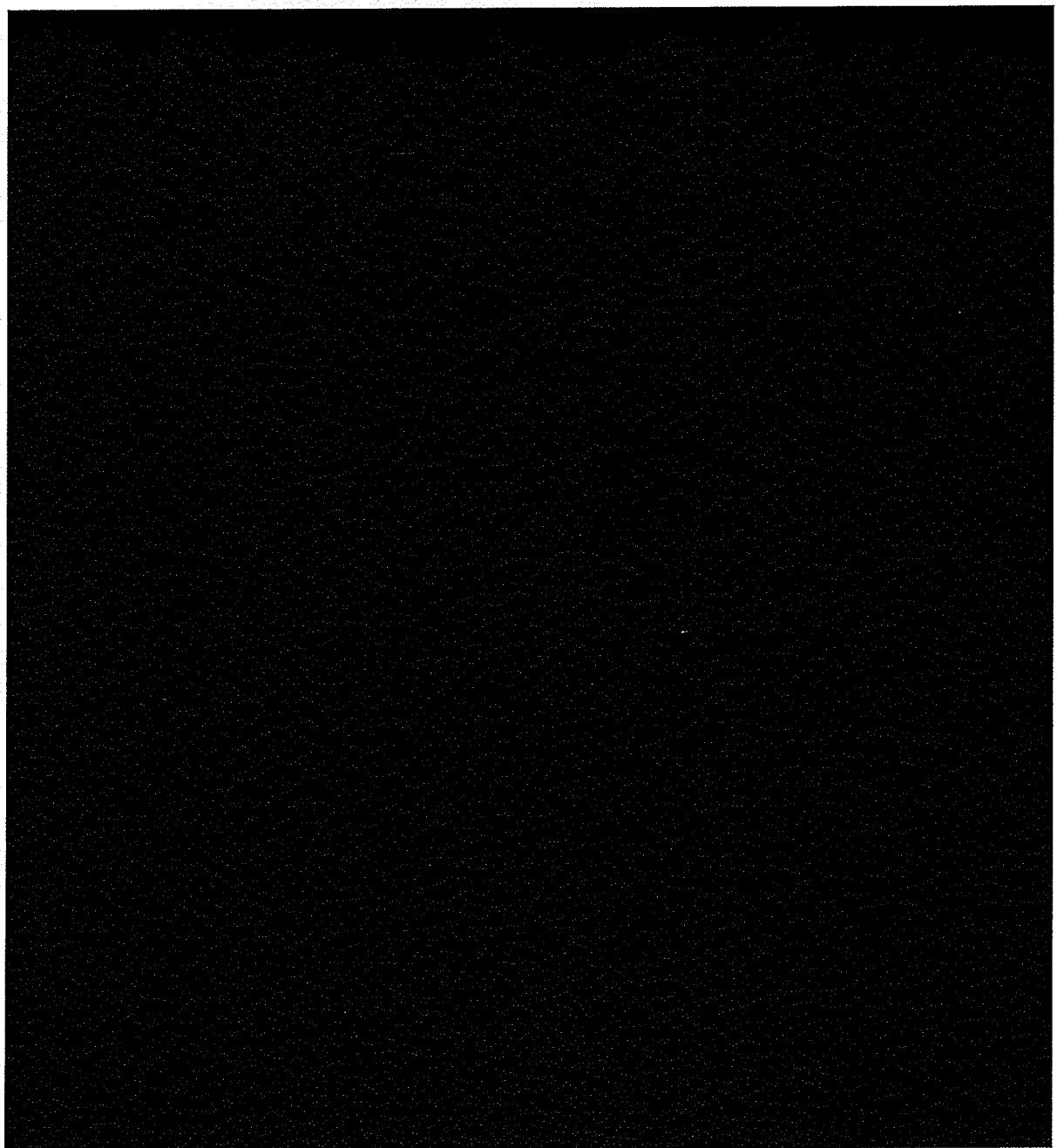
■ ■ ■ 関東公安調査局総務部長

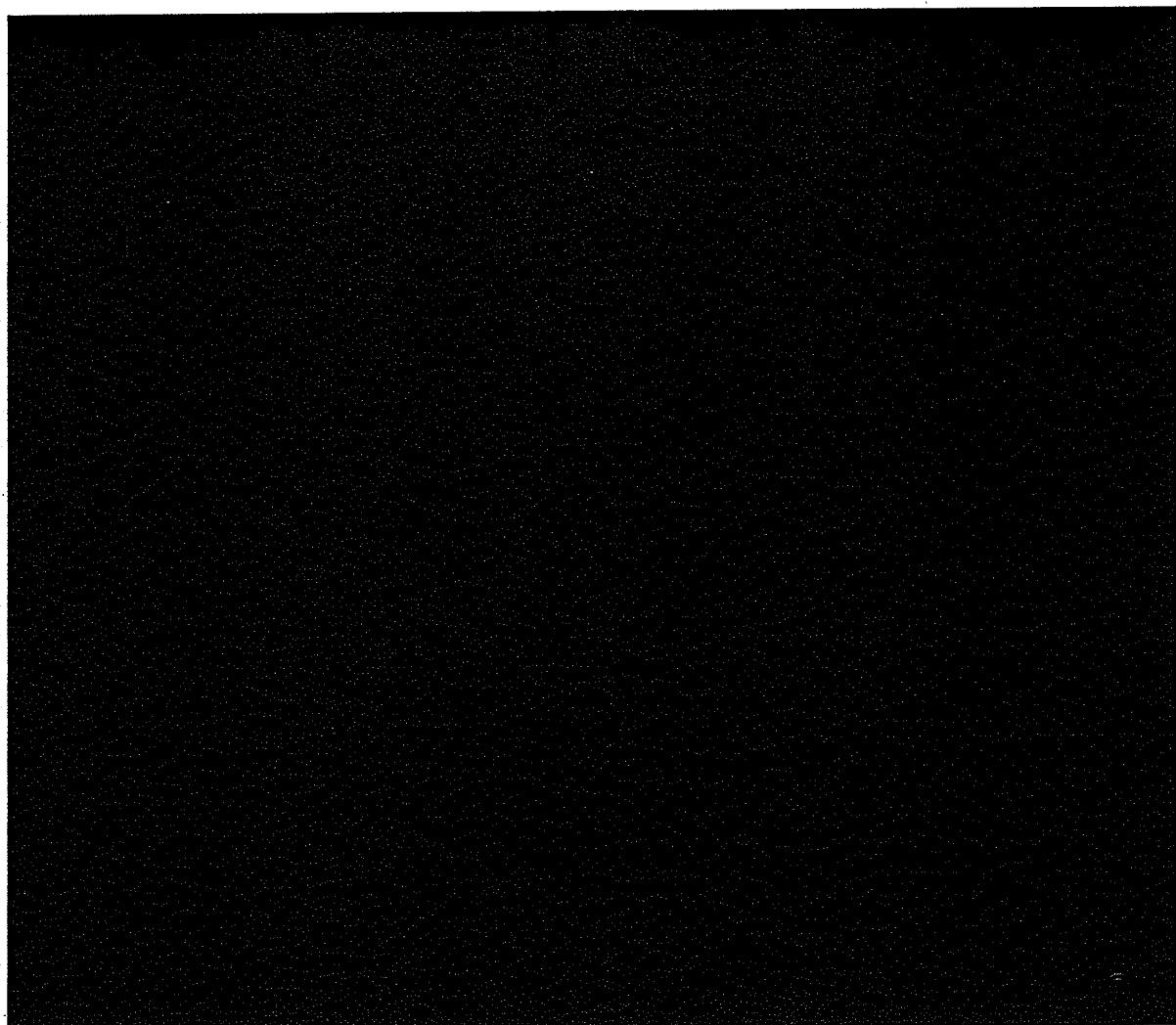
措置内容：厳重注意（監督責任）

措置理由：■ ■ ■ 部長は、■ ■ ■ 関東公安調査局総務部長として、国立駐在官室における調査活動費、旅費の支出を監督する責任を負っていたものであるが、その責任を十分に果たせなかった。

以 上

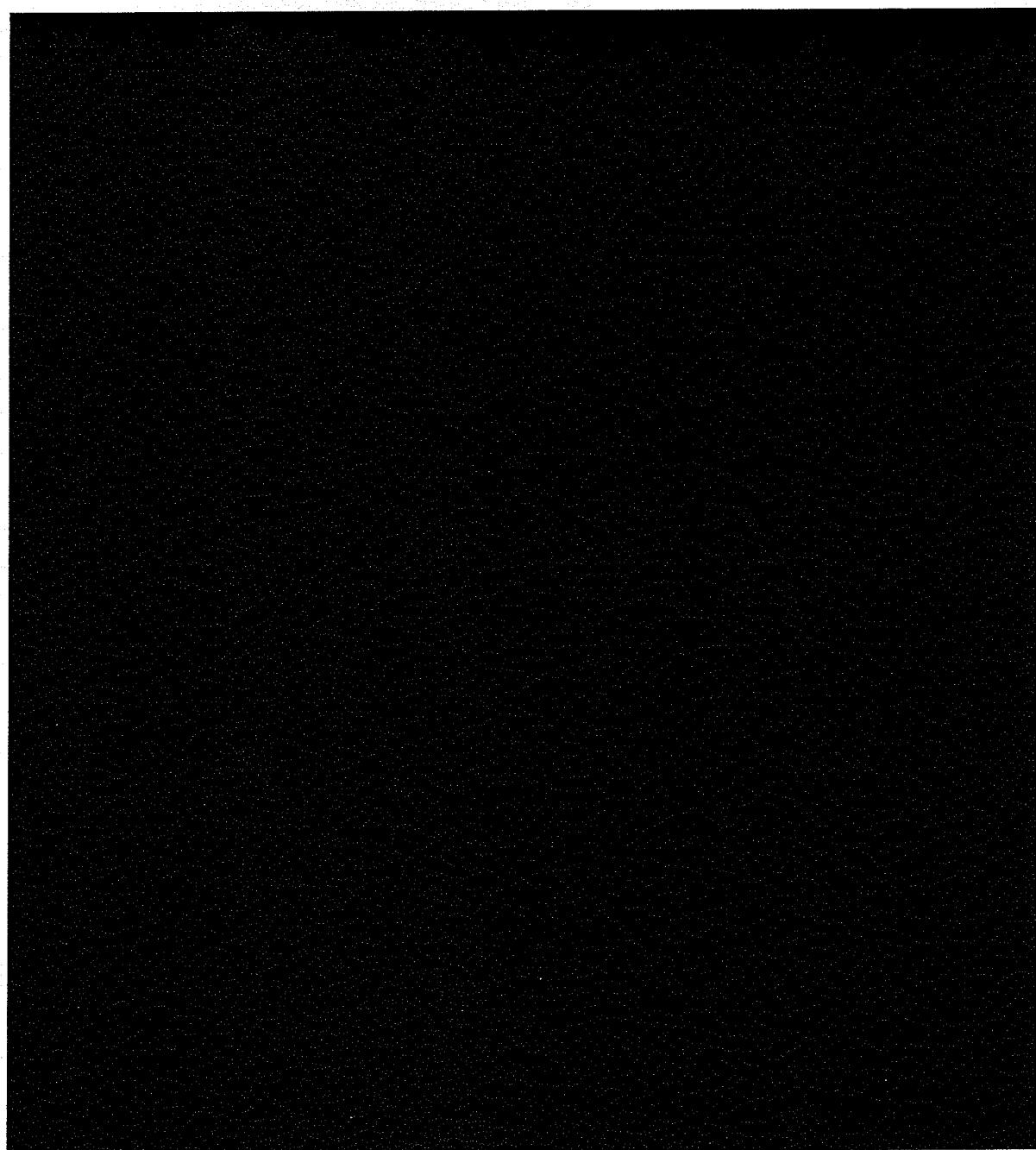
てん末書





以 上

てん末書

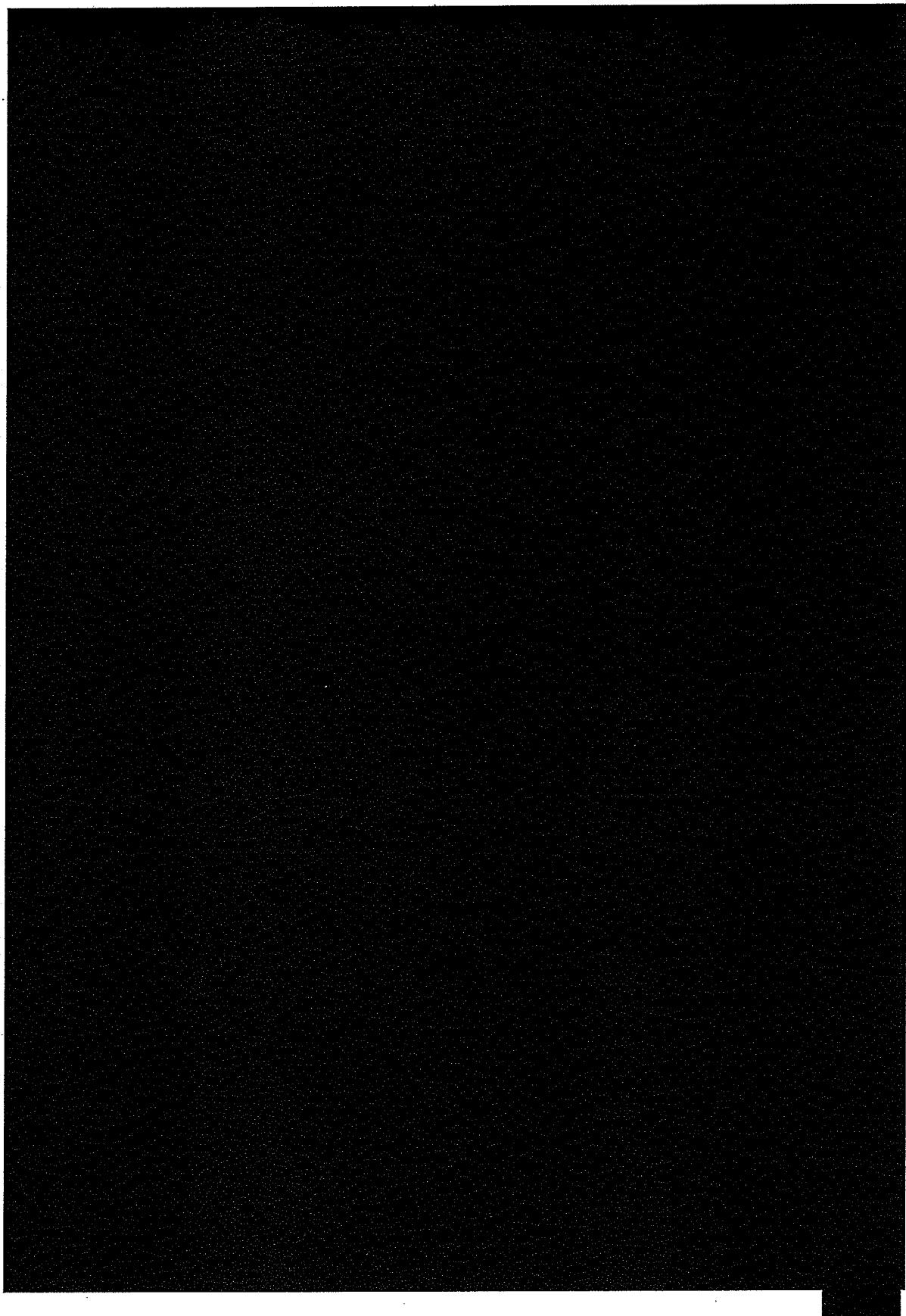


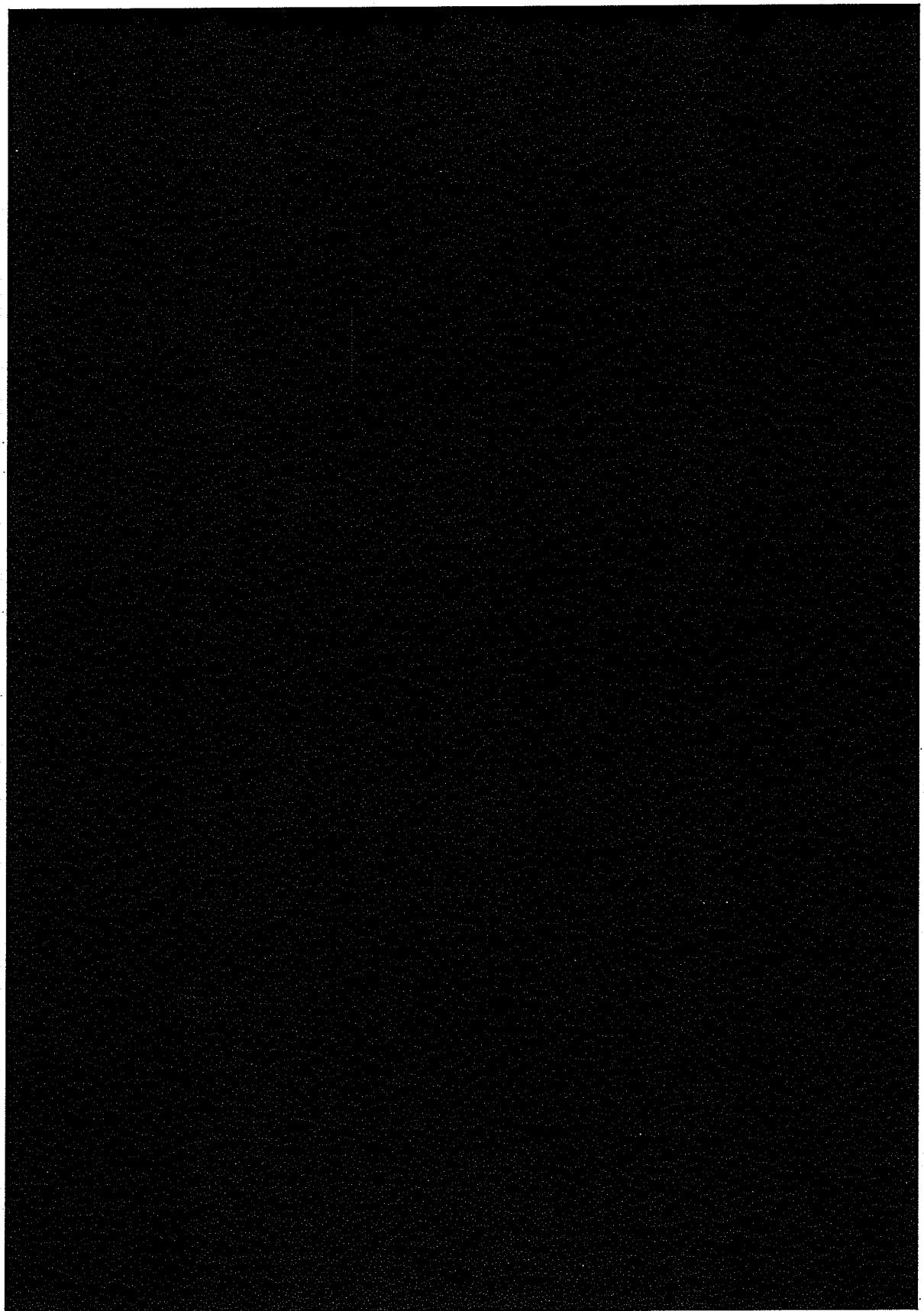
以 上

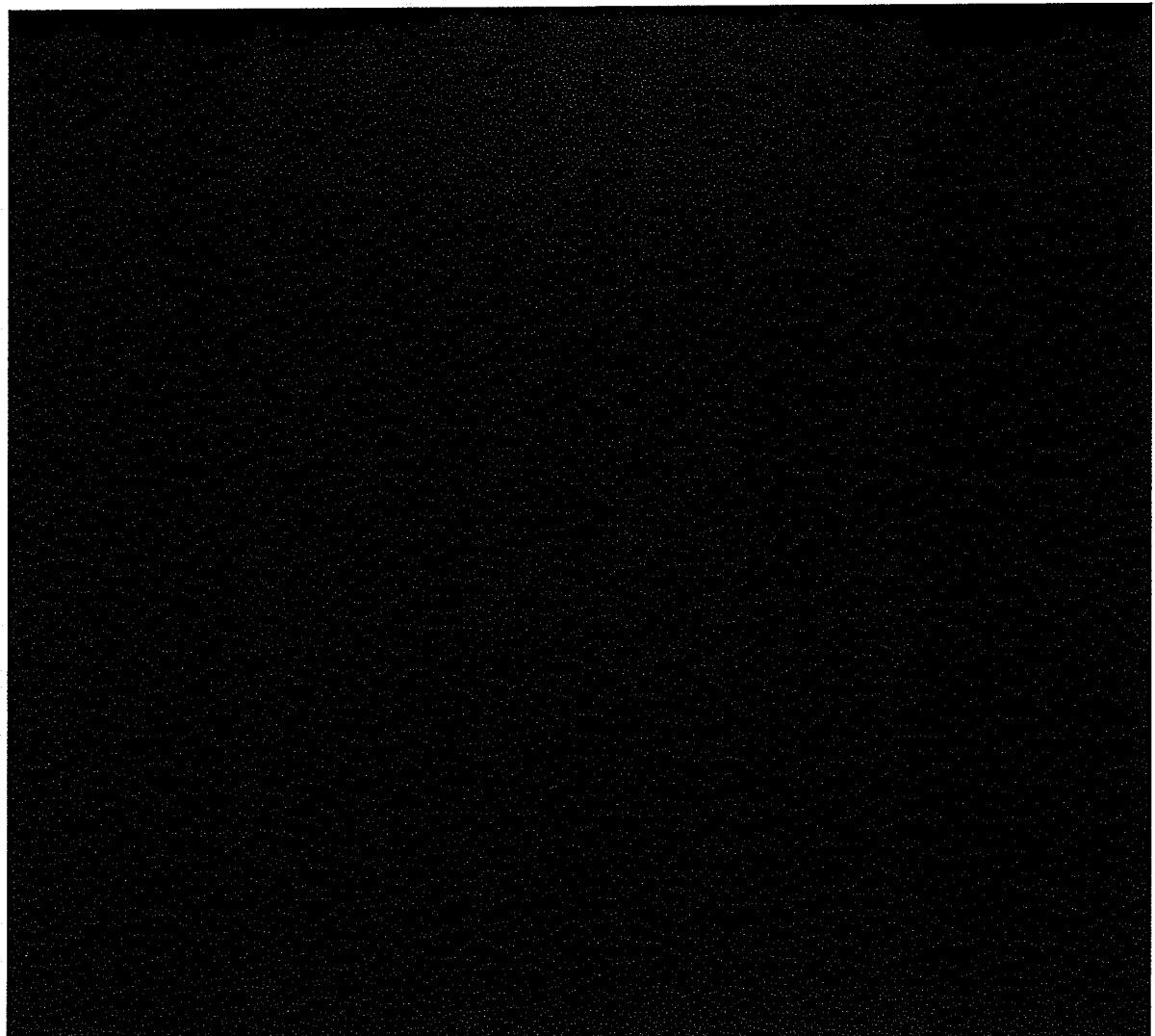
てん末書

以 上

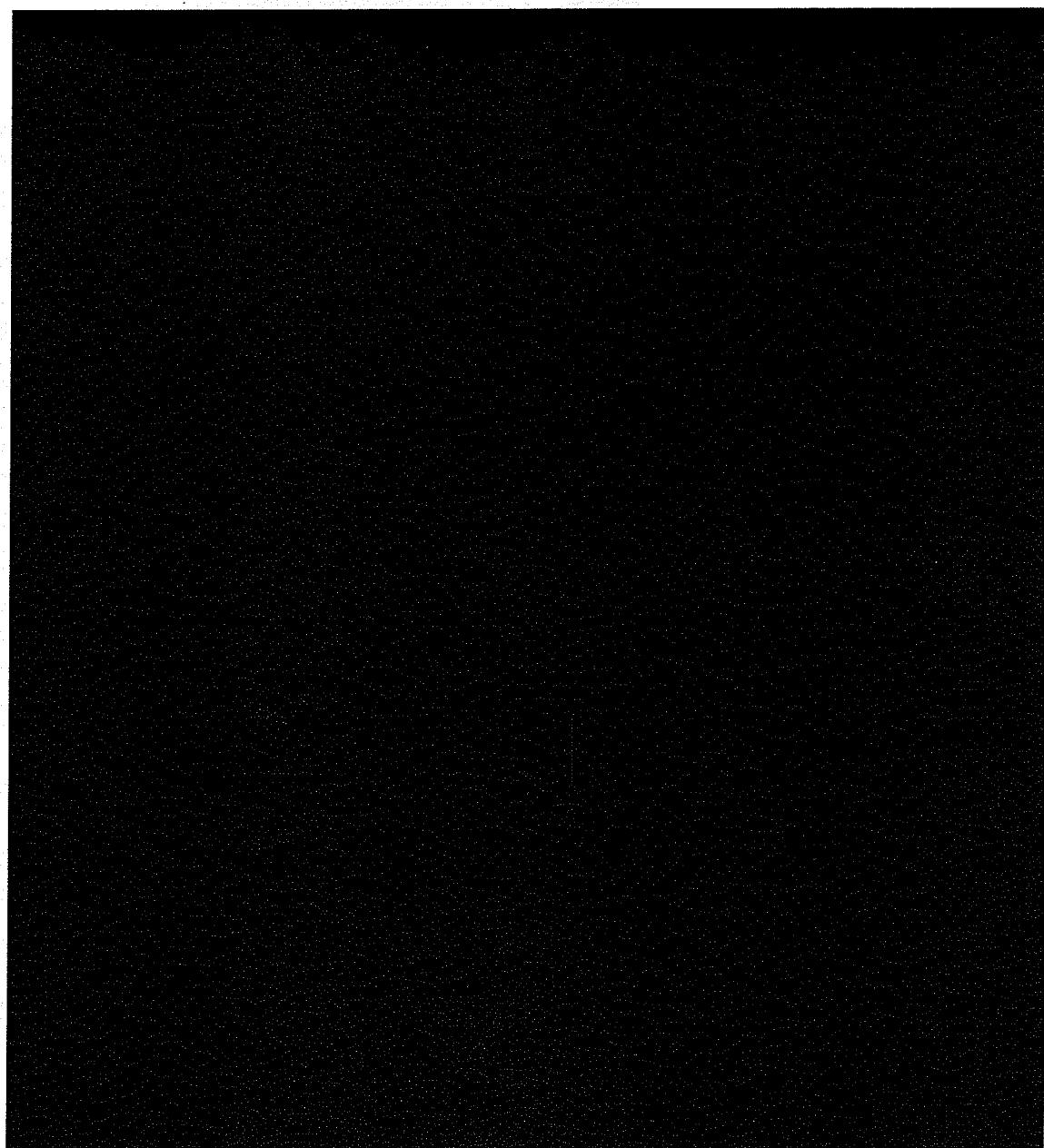
てん末書







てん末書

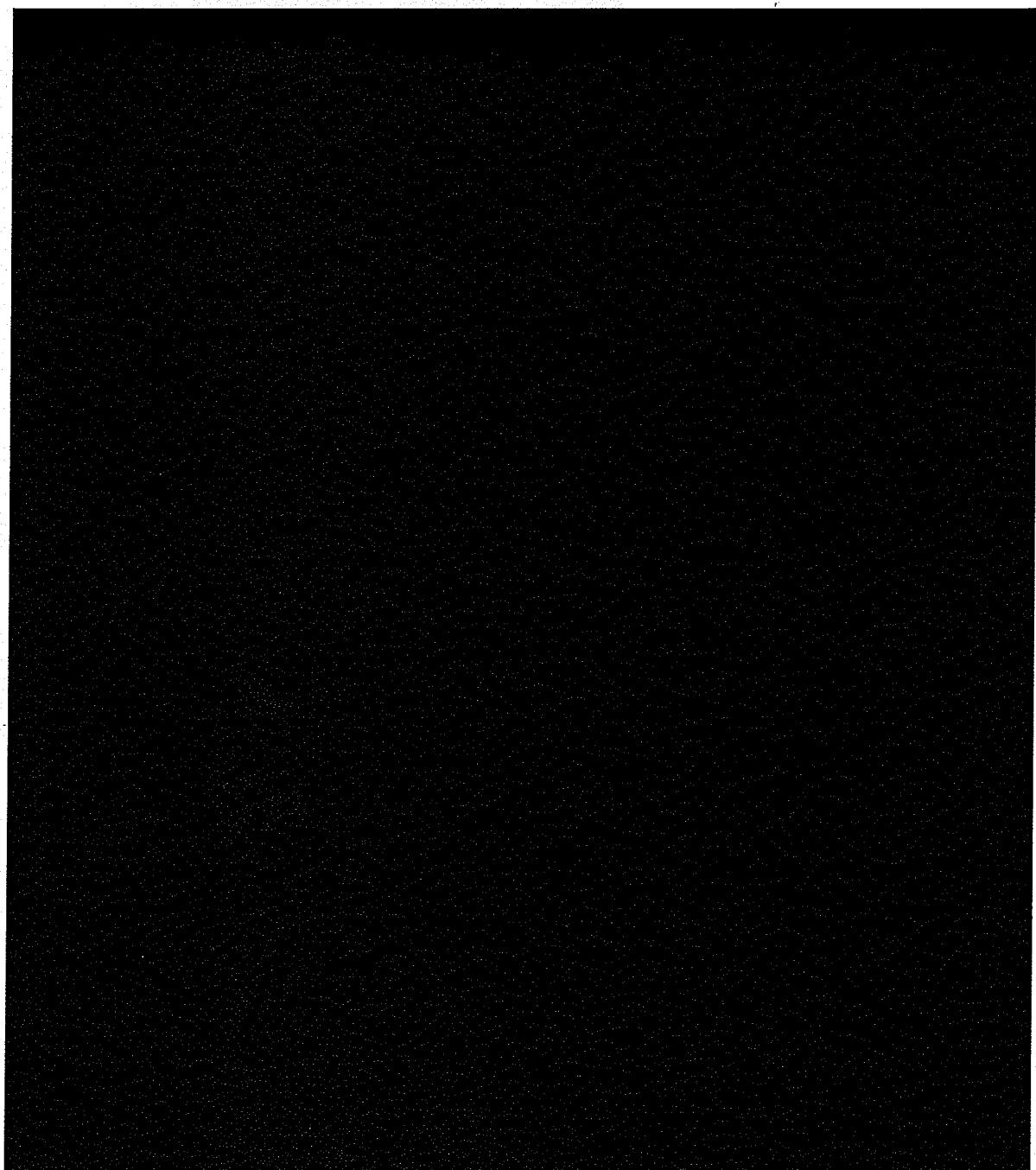




以上

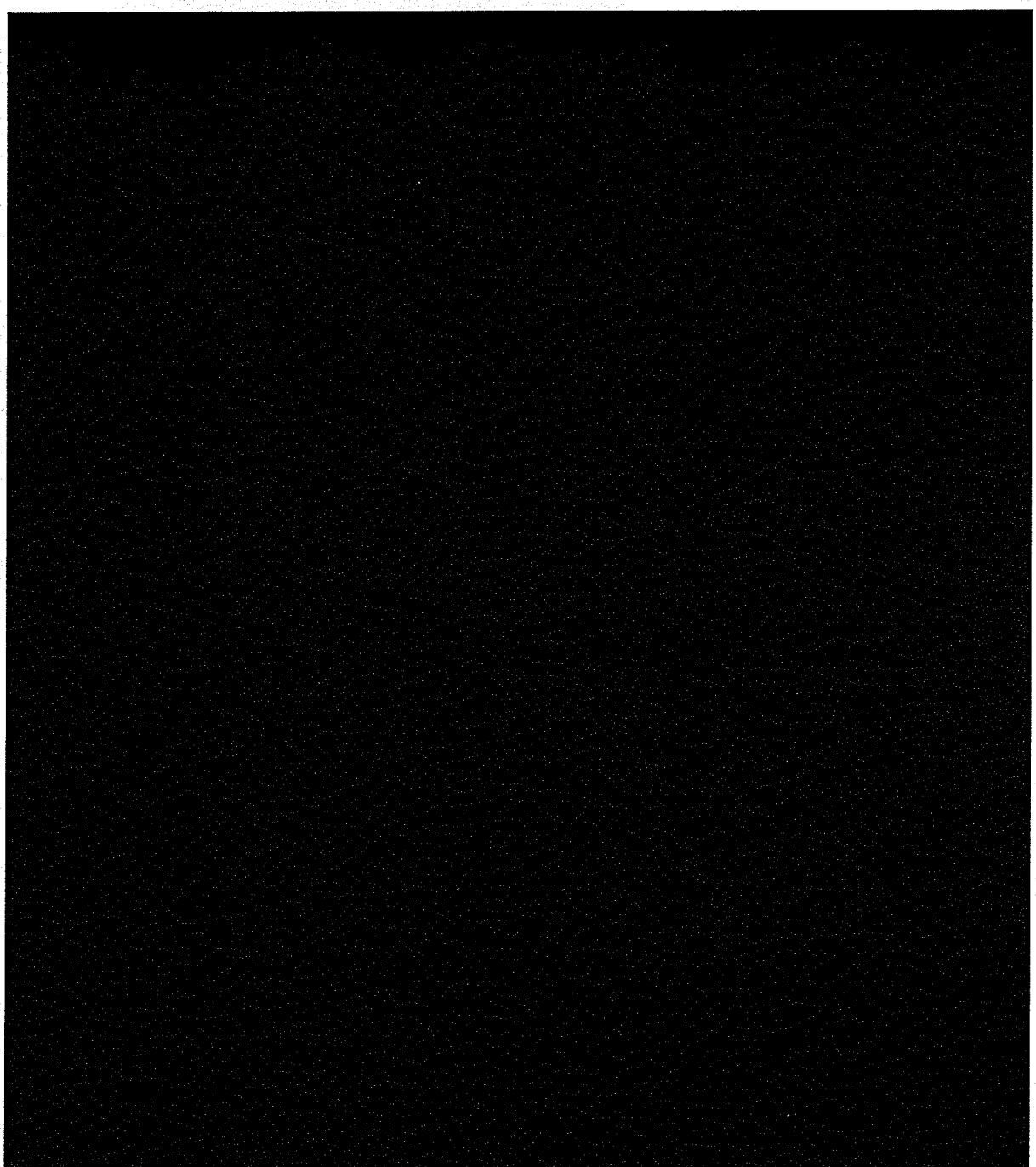


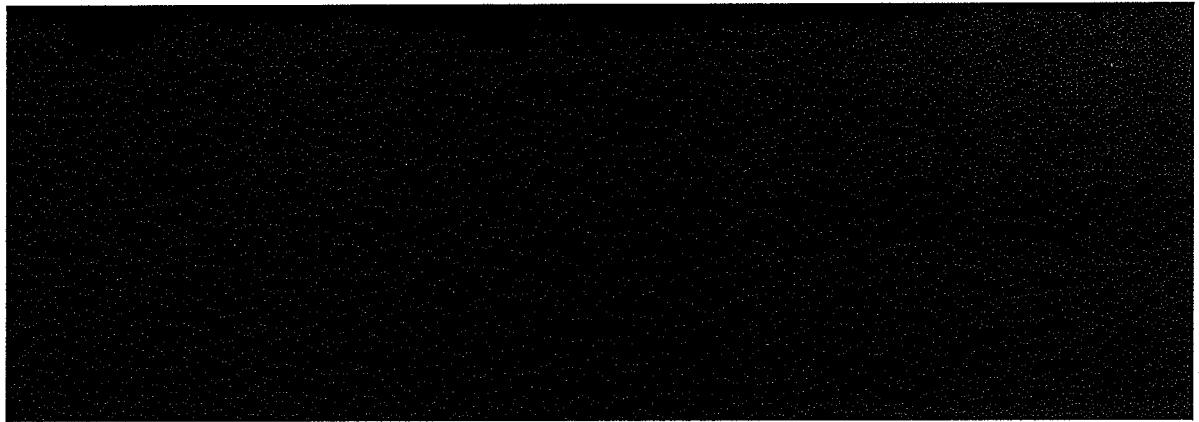
てん末書



以 上

てん末書

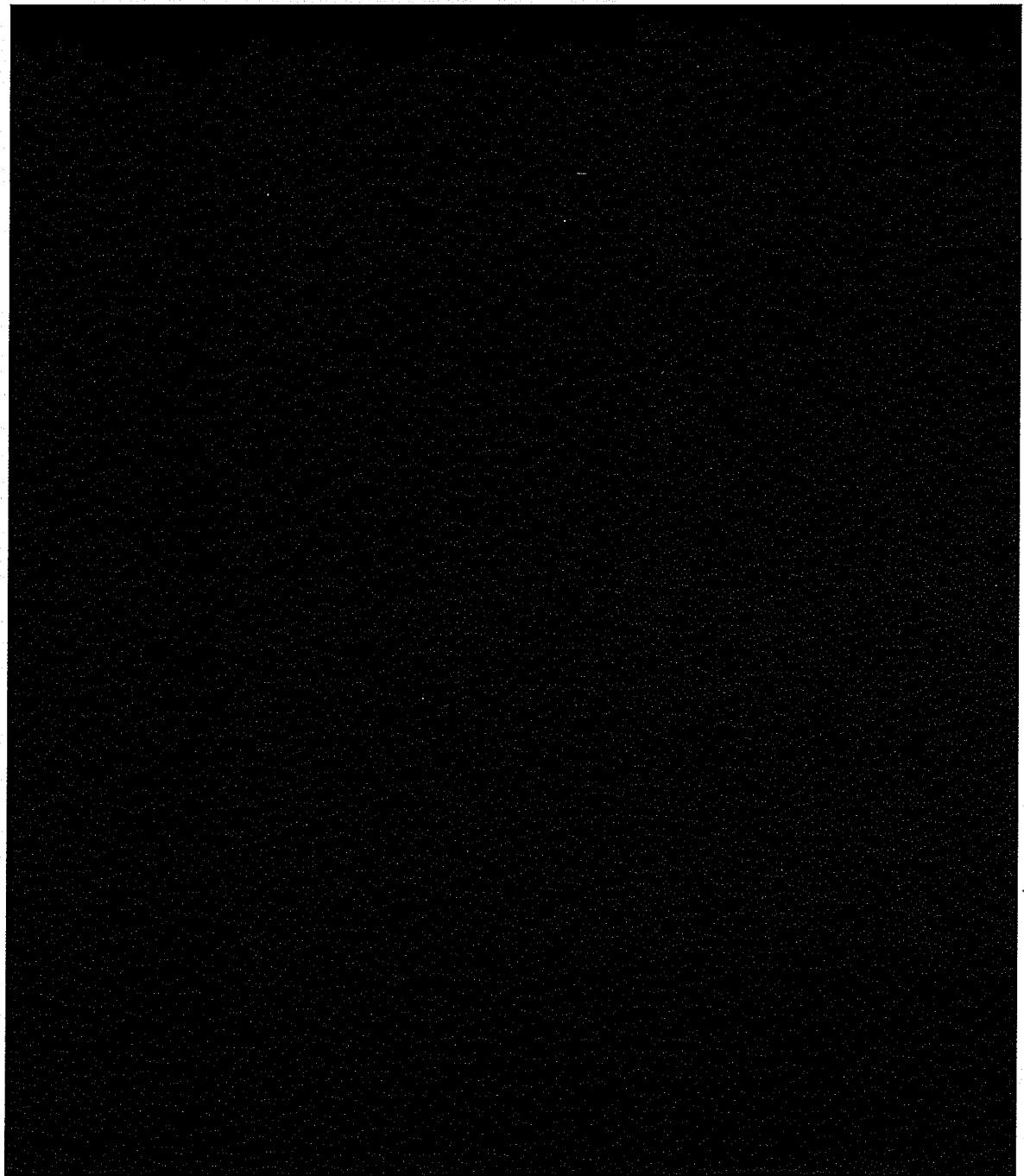




以 上



てん末書

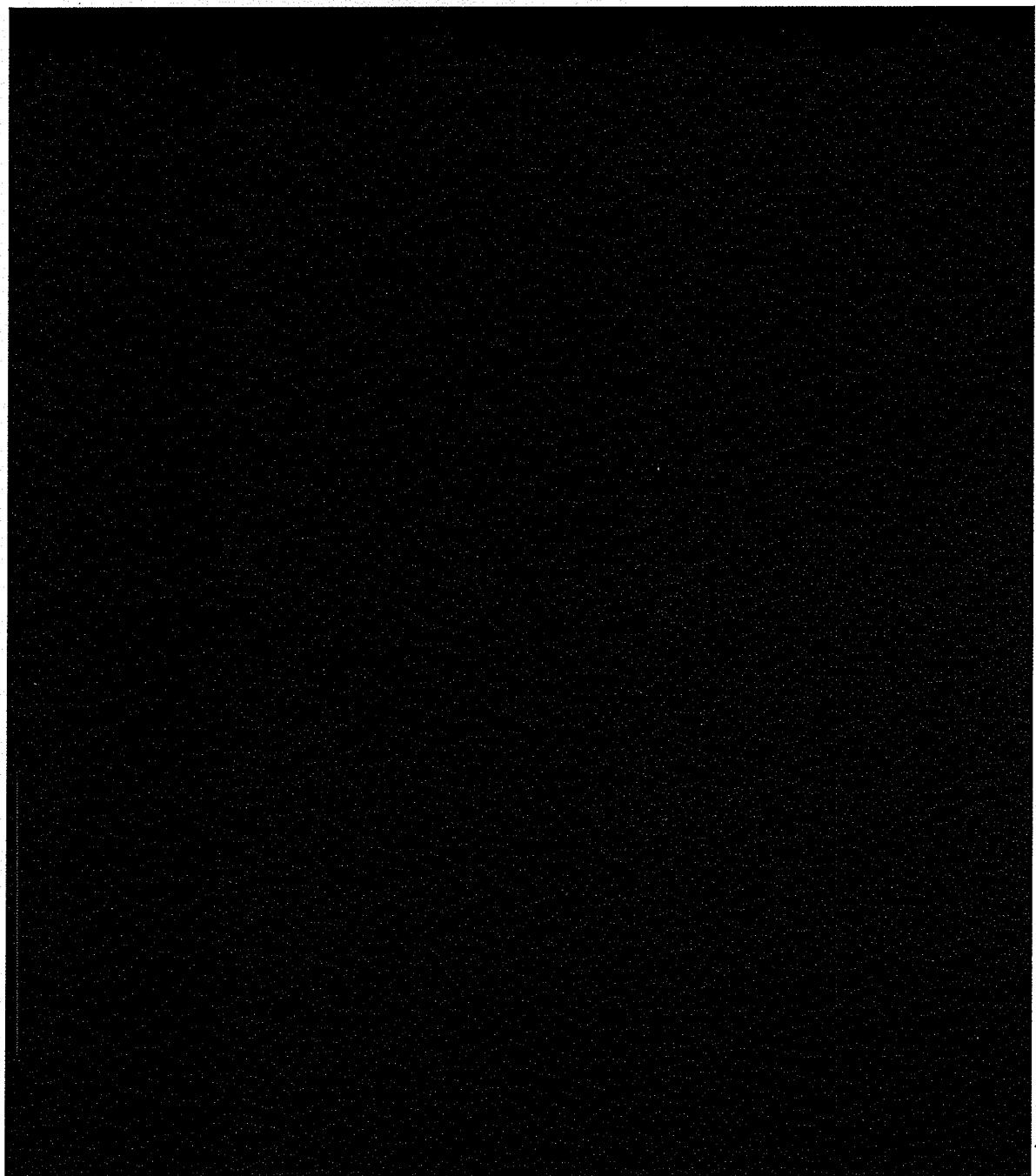


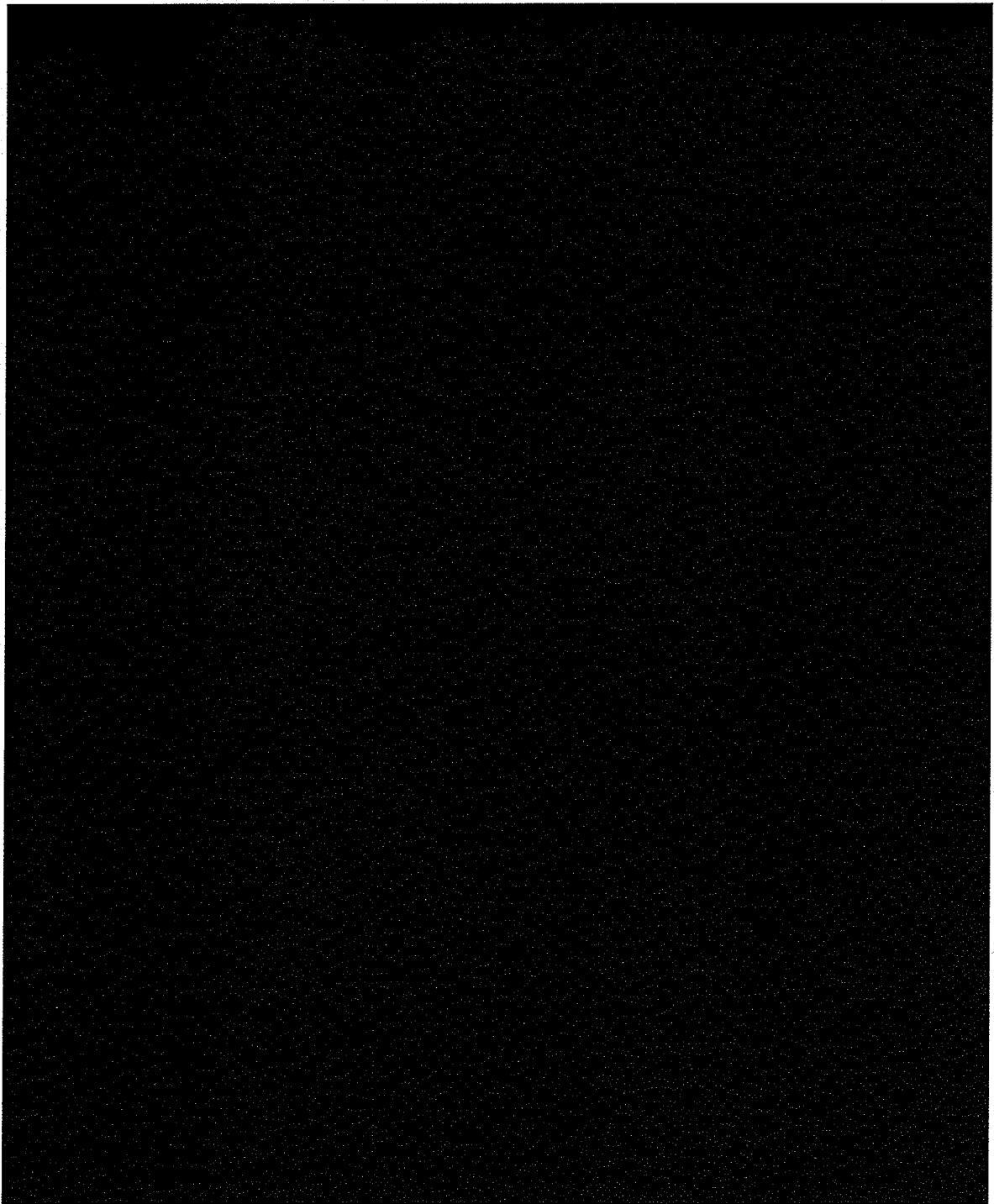


以上



てん末書

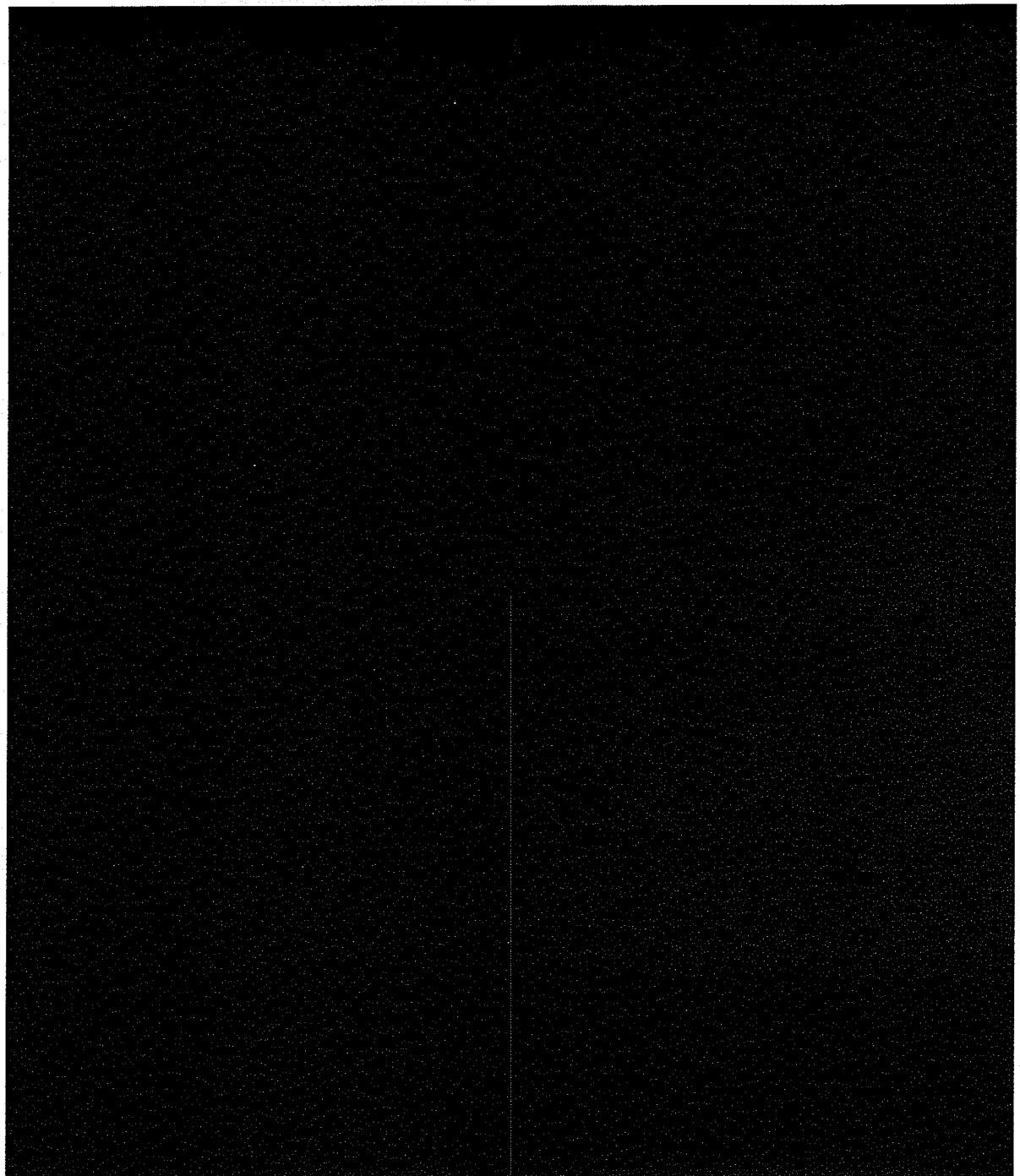




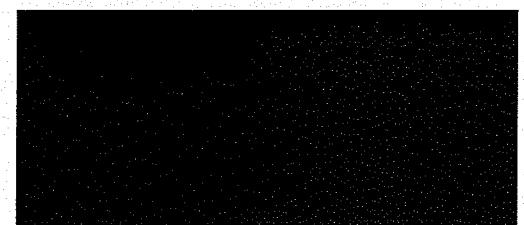
以 上



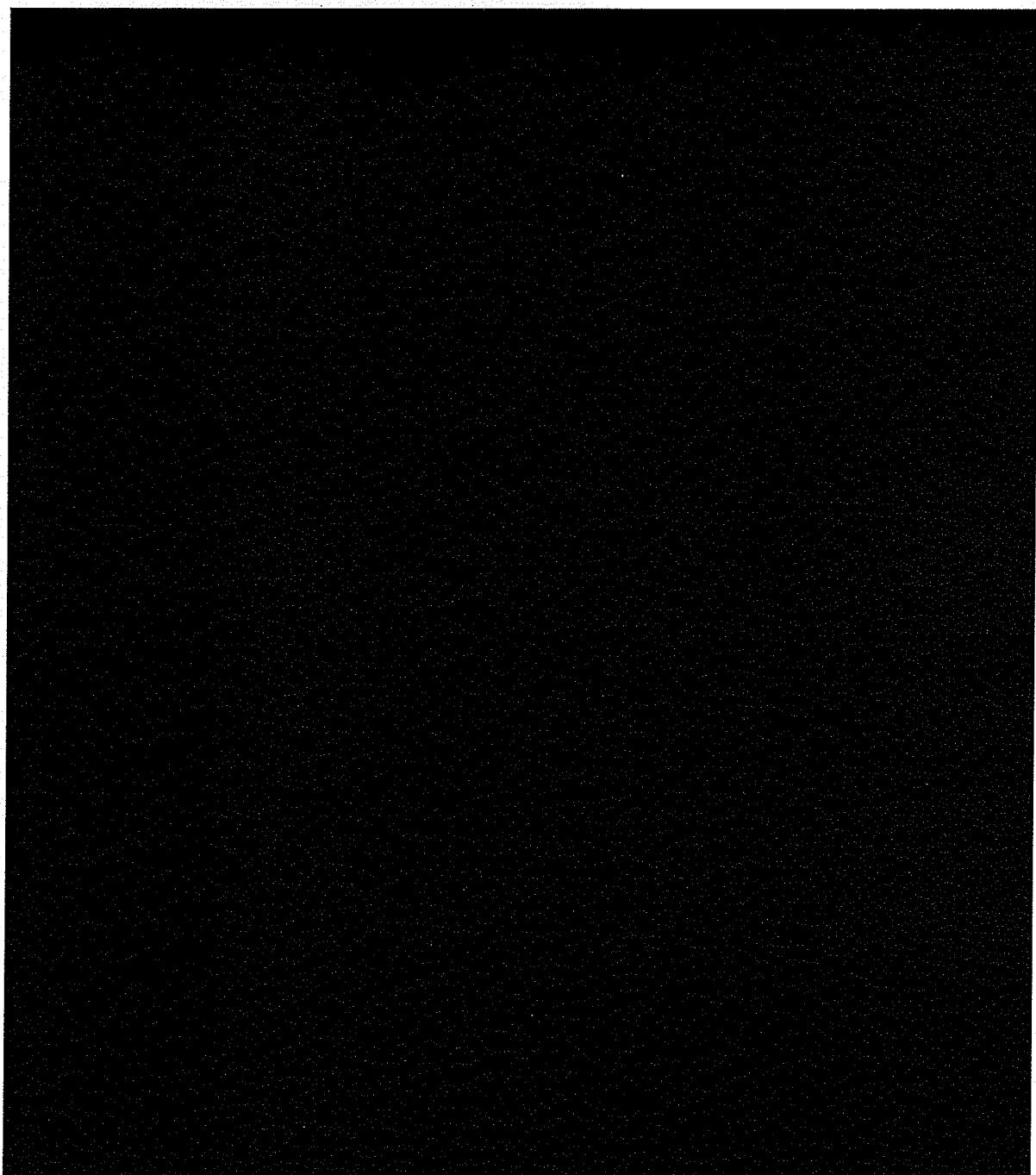
てん末書

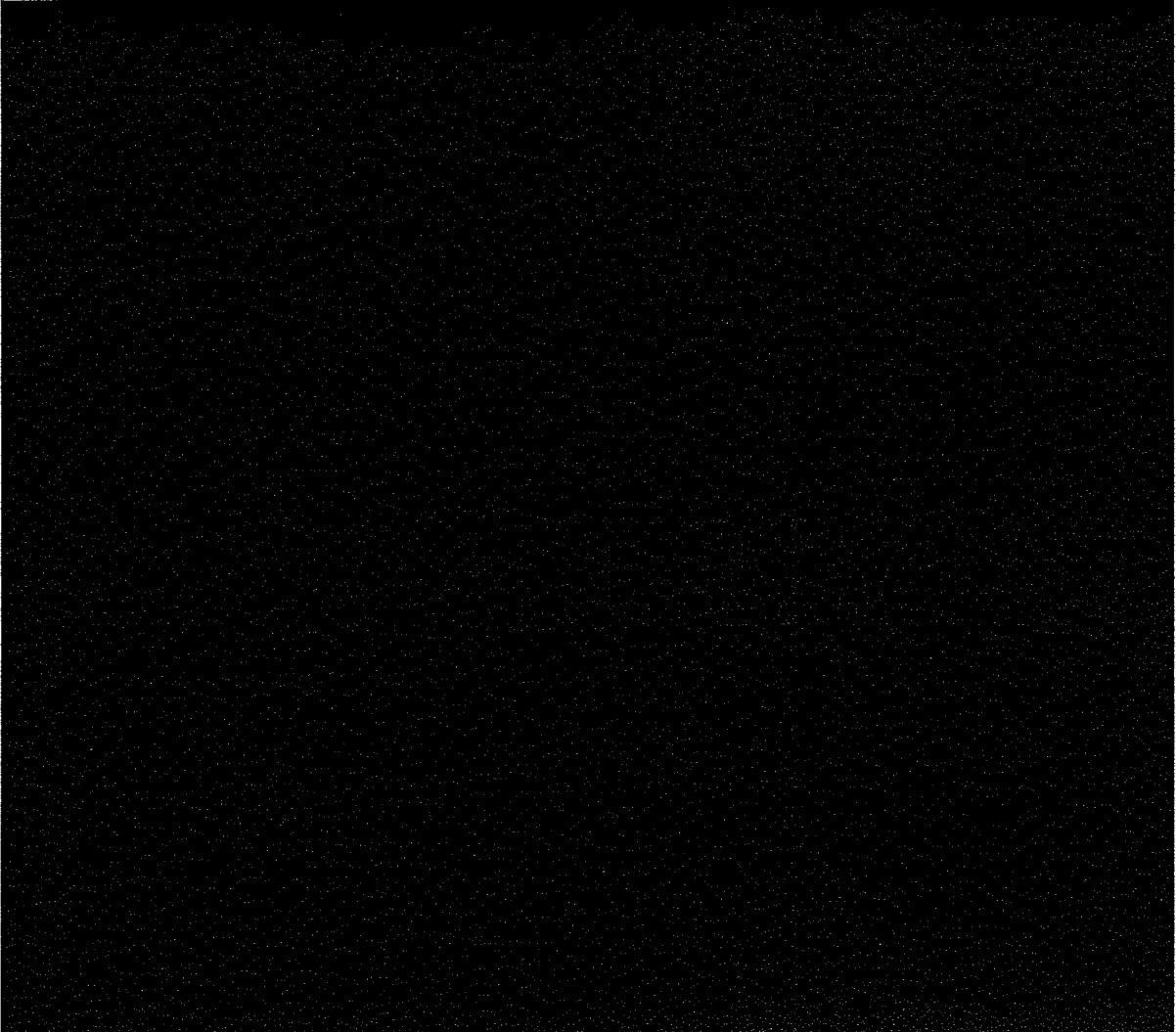


以 上

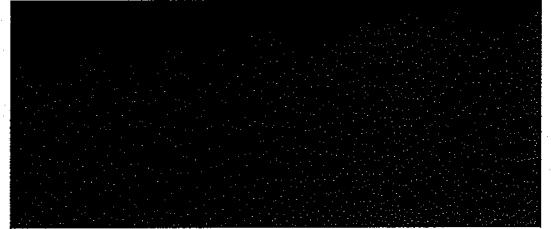


てん末書





以 上



懲 戒 处 分 書

(氏名) [REDACTED]	(現官職) 法務事務官 〔統括調査官〕 [REDACTED]
(処分内容) <p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間停職する。</p>	
平成24年9月14日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書。

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を代表する者は法務大臣とされ、(訴訟において國を代表する者は法務大臣とされ、)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したことによっては、提起できません。

(注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官、 氏 名 尾崎道明、

2 被処分者

所属部課	氏名(ふりがな)
------	----------

官職 法務事務官、 統括調査官、	級及び号俸
------------------	-------

3 処分の内容

処分発令日 平成24年 9月14日	処分効力発生日 平成24年 9月14日	処分説明書交付日 平成24年 9月14日
----------------------	------------------------	-------------------------

根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号、	処分の種類及び程度 停職3月、
------------------------------------	--------------------

国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
------------------------------	-----------------------	----------------------------

処分の理由

被処分者は、平成24年3月■日、部下職員2名と公用車で静岡県■に出張したにもかかわらず、鉄道を利用したと申告して旅費を請求するとともに、部下職員2名にもその旨指示をして旅費を請求させ、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■上席調査官ら部下職員らと昼食を共にした際、いったんは飲食代金を支払ったものの、その後、飲食代金を調査活動費から支払うことに決め、■上席調査官に指示して手続をさせ、調査活動費の支払手続担当者から不正に同額の支払を受けた。

被処分者は、国立駐在官室を統括する者として、同駐在官室で取り扱う調査活動費等の適正な執行に責任を負っていたにもかかわらず、自ら調査活動費等の不正支出に主導的な役割を果たしており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。、

懲 戒 处 分 書

(氏名)	(現官職) 法務事務官 〔上席調査官〕
(処分内容) 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間俸給の月額の100分の5を減給する	
平成24年9月14日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職	公安調査庁長官、
	氏 名 尾崎道明

2 被 処 分 者

所 属 部 課	氏名(ふりがな)
	[REDACTED]

官 職	級及び号俸
法務事務官、上席調査官。	[REDACTED]

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日 平成24年 9月14日	処 分 効 力 発 生 日 平成24年 9月14日	処 分 説 明 書 交 付 日 平成24年 9月14日
--------------------------	------------------------------	--------------------------------

根拠 法 令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号、	処 分 の 種 類 及 び 程 度 減給3月間、俸給の月額の100分の5、
--------------------------------------	--

國 公 務 員 倫 理 法 第 26 条 に よ る 承 認 の 日 年 月 日	刑 事 裁 判 と の 関 係 起訴日 年 月 日	國 公 務 員 法 第 85 条 に よ る 承 認 の 日 年 月 日
---	------------------------------	---

処 分 の 理 由

被処分者は、平成24年3月[REDACTED]日、[REDACTED]室長らと官用車で静岡県[REDACTED]に出張したにもかかわらず、[REDACTED]室長の指示を受け、鉄道を利用したと申告して旅費を請求し、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、[REDACTED]の飲食店等において、[REDACTED]室長らと昼食を共にした際、[REDACTED]室長の指示を受けて、調査活動費の支払手続担当者に対し、調査活動費から同飲食代金の支出を求める手続を行った。

被処分者は、公安調査官として調査活動費等を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費等の不正支出のための手続を行うなどしておなり、かかる被処分者の行為は、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

起 案	平成 24年 9月 11日	秘密区分	
決 裁	平成 24年 9月 12日	取扱区分	
件 名	国立駐在官室における調査活動費等不適切処理関係者に対する懲戒処分及び監督上の措置の伝達について		
決 裁	裁 欄		
総務部長			
人事課長		総務課長	
審理室長			
首席監察官			
文書番号	公調人発第 号	起案部課	総務部人事課
文書月日	平成 年 月 日	主筆事務官	

公 安 調 査 庁

(同)

国立駐在官室において、調査活動費等の不適切な処理を行った職員に対する懲戒処分及び監督上の措置については、以下のとおりの処分及び措置、

- [] 国立駐在官室長 → 停職3月。
- [] 国立駐在官室上席調査官 → 減給3月、5／100。
- [] 国立駐在官室 [] → 訓告。
- [] [] → 訓告。
- [] 国立駐在官室 [] → 訓告。
- [] 関東公安調査局長 → 厳重注意。
- [] 中国公安調査局長 → 厳重注意。
- [] 関東公安調査局長総務部長 → 厳重注意。

とすることで決裁いただいたところ、処分及び措置の伝達については、総務部長から、懲戒処分は別添 [] の「懲戒処分書」及び「処分説明書」を交付いただくとともに、監督上の措置は別添 [] ~ [] を口頭により伝達願うこととしてよろしいか、お伺いします。

懲 戒 处 分 書

(氏名)	(現官職) 法務事務官 〔統括調査官〕
------	------------------------

(処分内容)

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、
懲戒処分として、3月間停職する。

平成24年9月14日

任命権者

公安調査庁長官 尾崎道明

処 分 説 明 書、

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することできません。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消し訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官 氏 名 尾崎道明

2 被処分者

所属部課	氏名(ふりがな)
------	----------

官 職 法務事務官 統括調査官	級及び号俸
--------------------	-------

3 処分の内容

処分発令日 平成24年 9月14日	処分効力発生日 平成24年 9月14日	処分説明書交付日 平成24年 9月14日
----------------------	------------------------	-------------------------

根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号、	処分の種類及び程度 停職 3月。
------------------------------------	---------------------

国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
------------------------------	-----------------------	----------------------------

処分の理由

被処分者は、平成24年3月■日、部下職員2名と公用車で静岡県■に出張したにもかかわらず、鉄道を利用したと申告して旅費を請求するとともに、部下職員2名にもその旨指示をして旅費を請求させ、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■上席調査官ら部下職員らと昼食を共にした際、いったんは飲食代金を支払ったものの、その後、飲食代金を調査活動費から支払うことに決め、■上席調査官に指示して手續をさせ、調査活動費の支払手続担当者から不正に同額の支払を受けた。

被処分者は、国立駐在官室を統括する者として、同駐在官室で取り扱う調査活動費等の適正な執行に責任を負っていたにもかかわらず、自ら調査活動費等の不正支出に主導的な役割を果たしており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

懲 戒 处 分 書

(氏名) [REDACTED]	(現官職) 法務事務官 〔上席調査官〕 [REDACTED]
(処分内容) <p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間俸給の月額の100分の5を減給する</p>	
平成24年9月14日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書、

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内であつても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。この処分の(注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官。

氏 名 尾崎道明。

2 被処分者

所 属 部 課

氏名(ふりがな)

官 職

級及び号俸

3 処分の内容

処分発令日
平成24年 9月14日。

処分効力発生日
平成24年 9月14日

処分説明書交付日
平成24年 9月14日

根拠法令

処分の種類及び程度

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号、

減給3月間、俸給の月額の100分の5。

国家公務員倫理法第26条による承認の日

刑事裁判との関係

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

起訴日 年 月 日

年 月 日

処分の理由

被処分者は、平成24年3月■日、■室長らと公用車で静岡県■に出張したにもかかわらず、■室長の指示を受け、鉄道を利用したと申告して旅費を請求し、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■室長らと昼食を共にした際、■室長の指示を受けて、調査活動費の支払手続担当者に対し、調査活動費から同飲食代金の支出を求める手続を行つた。

被処分者は、公安調査官として調査活動費等を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費等の不正支出のための手続を行うなどしており、かかる被処分者の行為は、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

受 領 書

1 懲 戒 处 分 書 1通
(平成24年9月14日付け)

2 处 分 説 明 書 1通

上記の書類確かに受領しました。

平成24年 9月16日

所 属

官 職 法務事務官

氏 名

任 命 権 者

公安調査庁長官 尾崎道明殿

受 領 書

1 懲 戒 处 分 書 1通
(平成24年9月14日付け)

2 处 分 説 明 書 1通

上記の書類確かに受領しました。

平成24年 9月14日

所 属

官 職 法務事務官

氏 名

任 命 権 者

公安調査庁長官 尾崎道明 殿

起 案	平成24年10月1日	秘密区分	
決 裁	平成24年10月1日	取扱区分	
件 名 人事院への処分説明書(写)の提出について			
決 裁 裁 檻			
決 裁 合 議			
総務部長			
人事課長 			
総括補佐 [redacted]			
文書番号	公調人発第483号	起案部局課	総務部人事課
文書月日	平成24年10月1日	主筆事務官	[redacted] 内線 [redacted]

公安調査庁

H24.10.1 手交済

(伺)

平成24年9月14日付けをもって発令した関東公安調査局国立駐在官室統括調査官 [] 及び同上席調査官 [] に対する懲戒处分について、人事院規則12-0（職員の懲戒）第7条に基づき、別紙（案）に基づき、「処分説明書」（写）を人事院に提出してよろしいか、お伺いします。

機密性2情報

公調人発第483号
平成24年10月1日

人事院事務総長殿

公安調査庁長官 尾崎道明



处分説明書の写の提出について

下記の職員に対して懲戒処分を行ったので、人事院規則12-0第7条の規定に基づき、処分説明書の写各1通を提出します。

記

法務事務官

法務事務官

処 分 説 明 書

平成24年

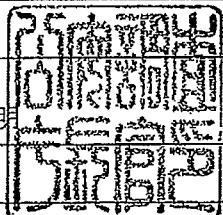
(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。
- (注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明



2 被処分者

所属部課

氏名(ふりがな)

官 職

法務事務官 統括調査官

級及び号俸

3 処分の内容

処分発令日

平成24年 9月14日

処分効力発生日

平成24年 9月14日

処分説明書交付日

平成24年 9月14日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分の種類及び程度

停職 3月

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑事裁判との関係

起訴日 年 月 日

国家公務員法第85条による承認の日

年 月 日

処分の理由

被処分者は、平成24年3月■日、部下職員2名と公用車で静岡県■に出張したにもかかわらず、鉄道を利用したと申告して旅費を請求するとともに、部下職員2名にもその旨指示をして旅費を請求させ、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■上席調査官ら部下職員らと昼食を共にした際、いったんは飲食代金を支払ったものの、その後、飲食代金を調査活動費から支払うことに決め、■上席調査官に指示して手続をさせ、調査活動費の支払手続担当者から不正に同額の支払を受けた。

被処分者は、国立駐在官室を統括する者として、同駐在官室で取り扱う調査活動費等の適正な執行に責任を負っていたにもかかわらず、自ら調査活動費等の不正支出に主導的な役割を果たしており、かかる被処分者の行為が、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものであることは明らかである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

処 分 説 明 書

(字)

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を代表する者は法務大臣（訴訟において國を代表する者）とされ、國を被告とされ、この期間内であつて、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。

(注) この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処分者

官職	公安調査庁長官
氏名	尾崎道明

2 被処分者

所属部課	氏名(ふりがな)
官職	級及び号俸
法務事務官	
上席調査官	

3 処分の内容

処分発令日 平成24年 9月14日	処分効力発生日 平成24年 9月14日	処分説明書交付日 平成24年 9月14日
根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号	処分の種類及び程度 減給3月間 債給の月額の100分の5	
国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日

処分の理由

被処分者は、平成24年3月■日、■室長らと公用車で静岡県■に出張したにもかかわらず、■室長の指示を受け、鉄道を利用したと申告して旅費を請求し、不正に旅費を受領した。また、平成23年3月、平成24年3月、5月及び7月の計4回にわたり、■の飲食店等において、■室長らと昼食を共にした際、■室長の指示を受けて、調査活動費の支払手続き担当者に対し、調査活動費から同飲食代金の支出を求める手続を行つた。

被処分者は、公安調査官として調査活動費等を適正に執行すべき責務を負っていたにもかかわらず、調査活動費等の不正支出のための手続を行うなどしており、かかる被処分者の行為は、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもとより、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものである。

これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

起案	平成 25 年 2 月 1 日	秘密区分	
決裁	平成 25 年 2 月 6 日	取扱区分	
件名 中国局における非違行為事案の関係者に対する懲戒処分及び監督上の措置について（伺い）			
決 裁 欄			
決 裁 合 議			
長官			
次長			
総務部長			
人事課長		総務課長	
審理室長			
文書番号	第 号	起案部局課	総務部人事課
文書月日	平成 25 年 2 月 6 日	主筆事務官	Tel

公 安 調 査 庁

(伺)

非違行為を行った職員及びその監督者に対し、下記のとおり、懲戒処分又は監督上の措置を講じるのを相当と思料します。

記

第1 非違行為を行った職員

██████████ (中国公安調査局調査第二部統括調査官)

第2 監督責任を負う職員

1 █████ (中国公安調査局長)

2 █████ (中国公安調査局調査第二部長)

3 █████ (中国公安調査局調査第二部首席調査官)

第3 処分及び非違行為

1 █████ : 減給100分の5・3か月

████は

第1

1 知り合いの会社経営者Aから依頼を受け、平成24年4月頃、知り合いの警察官に対し、自らの調査活動の過程でB社の脱税に関する情報を得た旨の嘘を言い、同社に対する捜査を行うよう申し向け

2 上記会社経営者Aに対し、執拗に借金の申込みを行い、同年5月3日、同人から10万円の交付を受けたが、その間に1記載の行為をしたことを借金申込みの理由に挙げるなど、公安調査官の品位を著しく傷つける言辞を申し向け
もって公安調査官の信用を傷つける行為を行った

第2 同年11月15日頃、調査活動のため交流のあるCから、同人が覚せい剤取締法違反の被疑者として捜査の対象となり得る状況にある旨の連絡を受けたのであるから、紛争事件としてその旨速やかに上司に報告すべき義務があったのにこれを怠った
ものである。

2 █████, █████ 及び █████ : 注意（監督上の措置）

[]は、中国公安調査局長の職にあるもの、[]は、同局調査第二部長の職にあるもの、[]は、同部首席調査官の職にあるものであるが、いずれも、部下職員である[]の行動について十分な指導・監督を行うべきであったにもかかわらず、これを怠り、同人による上記の非違行為を防止できなかつたものである。

第4 検討

1 []について

[]は、[]
[]
[]
[]
[]ことからすると、その責任は重く、

減給100分の5、3か月とするのを相当と思料する。

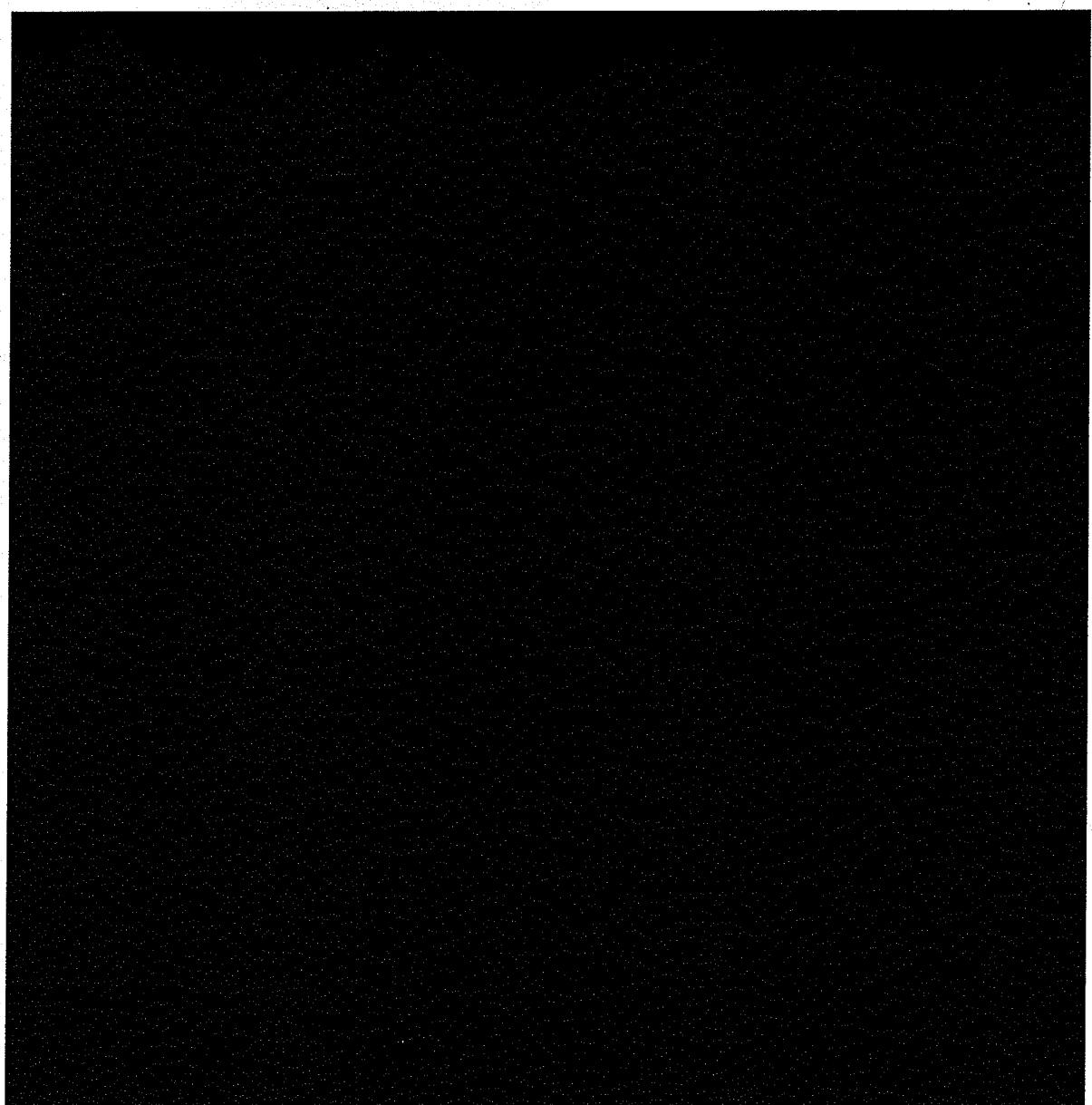
2 []、[]及び[]について

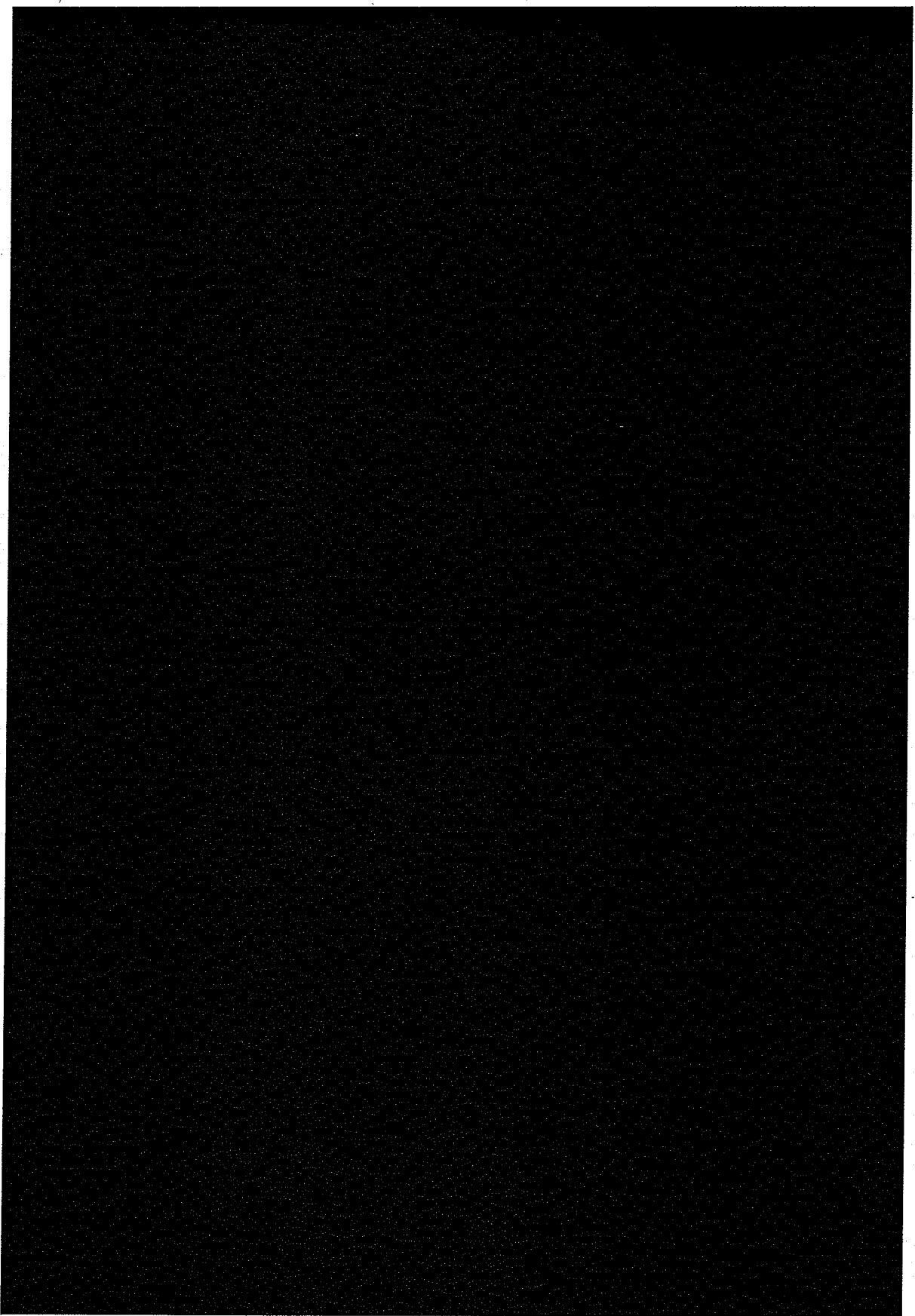
[]が、[]
[]
[]
[]
[]のであるから、[]らは、[]について、厳しく指導・監督すべきであったにもかかわらず、第3の1記載の[]の非違行為を防止できなかつたことからすれば、監督責任を懈怠したと言わざるを得ない。

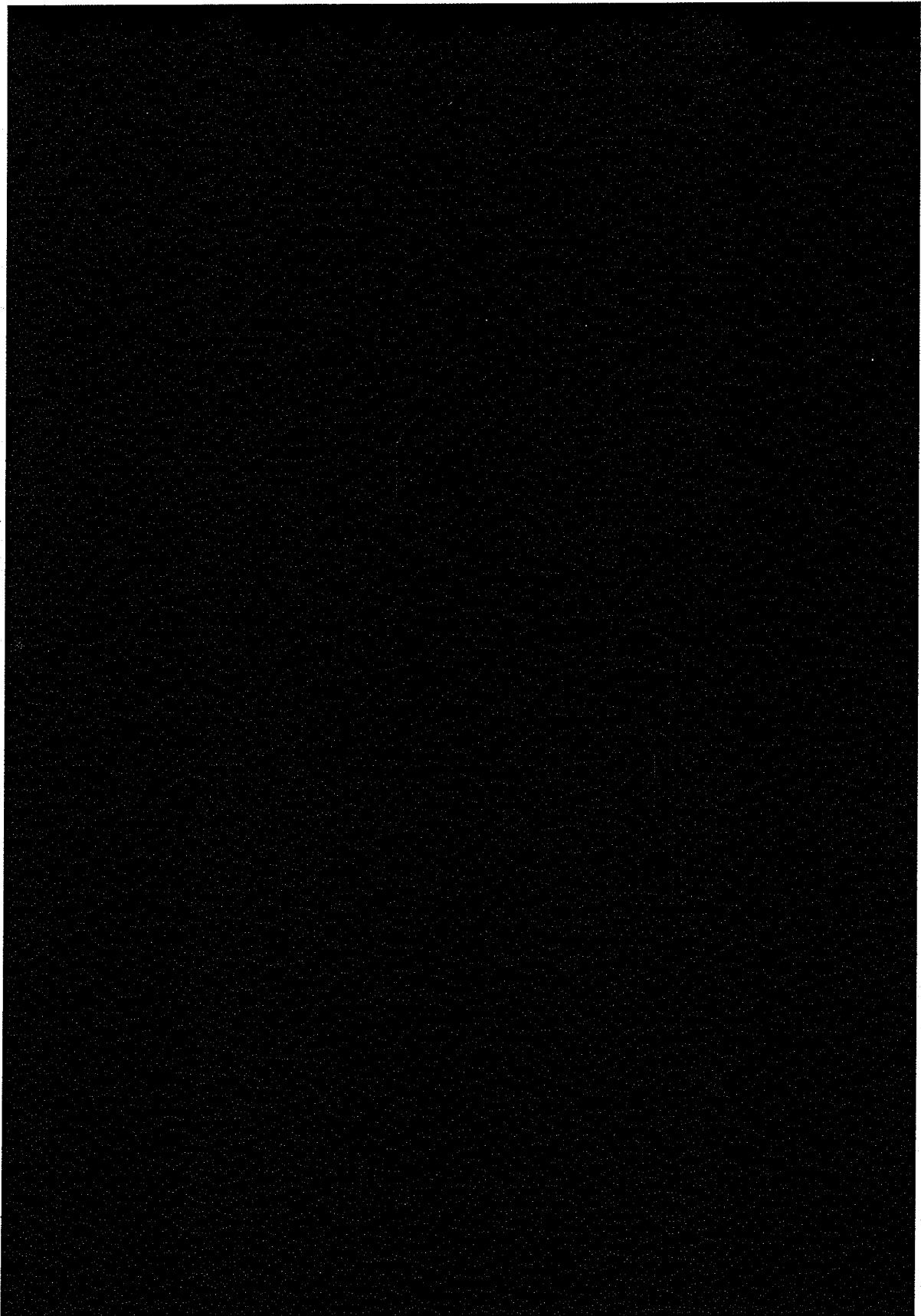
しかし、[]、[]及び[]は、それぞれ、[]に対し、業務について日常的な報告や相談を励行するように一応の指導は行っており、その徹底を欠いたことは事実であるものの、監督責任の懈怠の程度は比較的軽微と認められる。

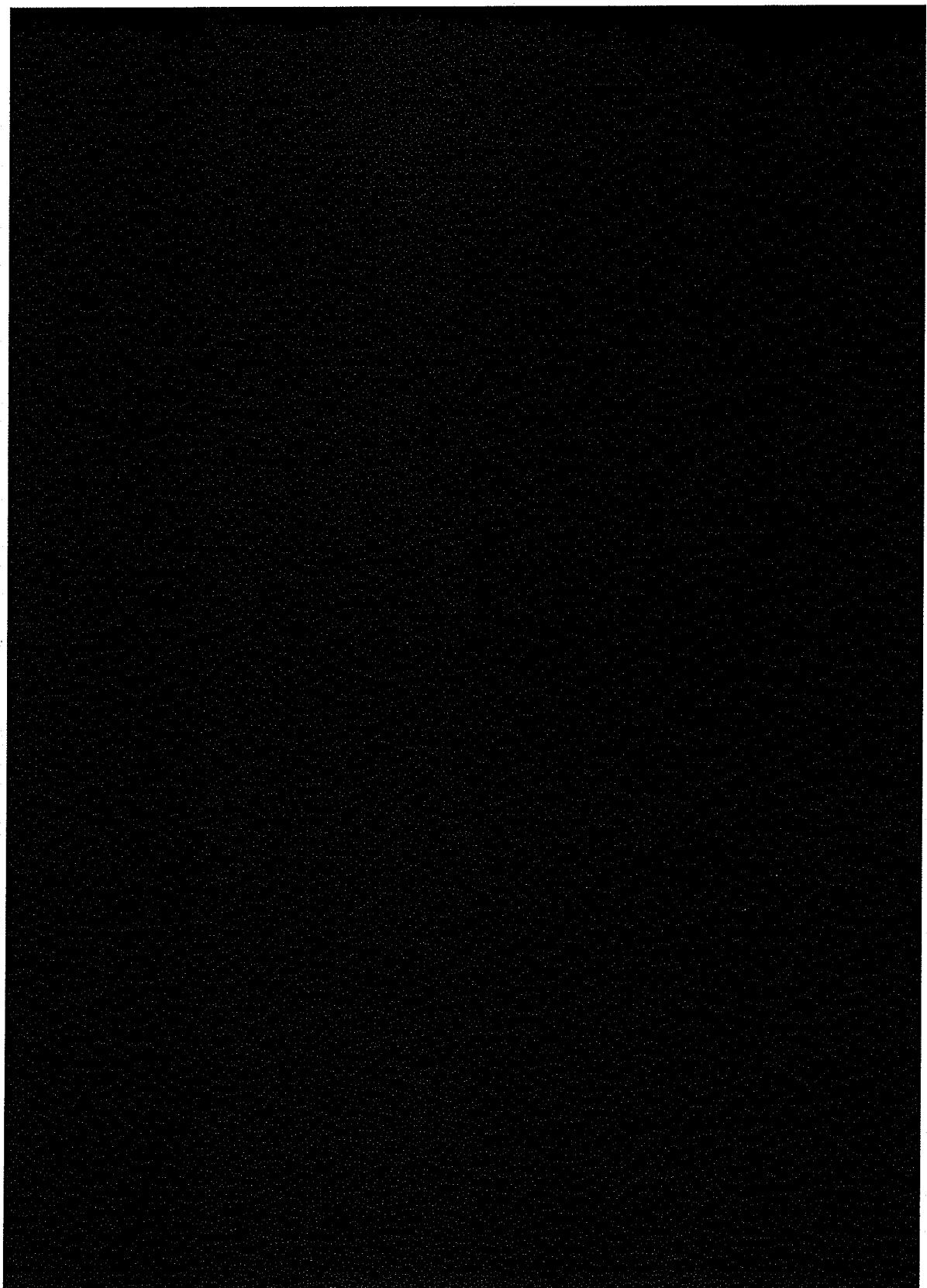
以上の事情から、[]らに対しては、いずれも監督上の措置（注意）とするのを相当と思料する。

てん末書



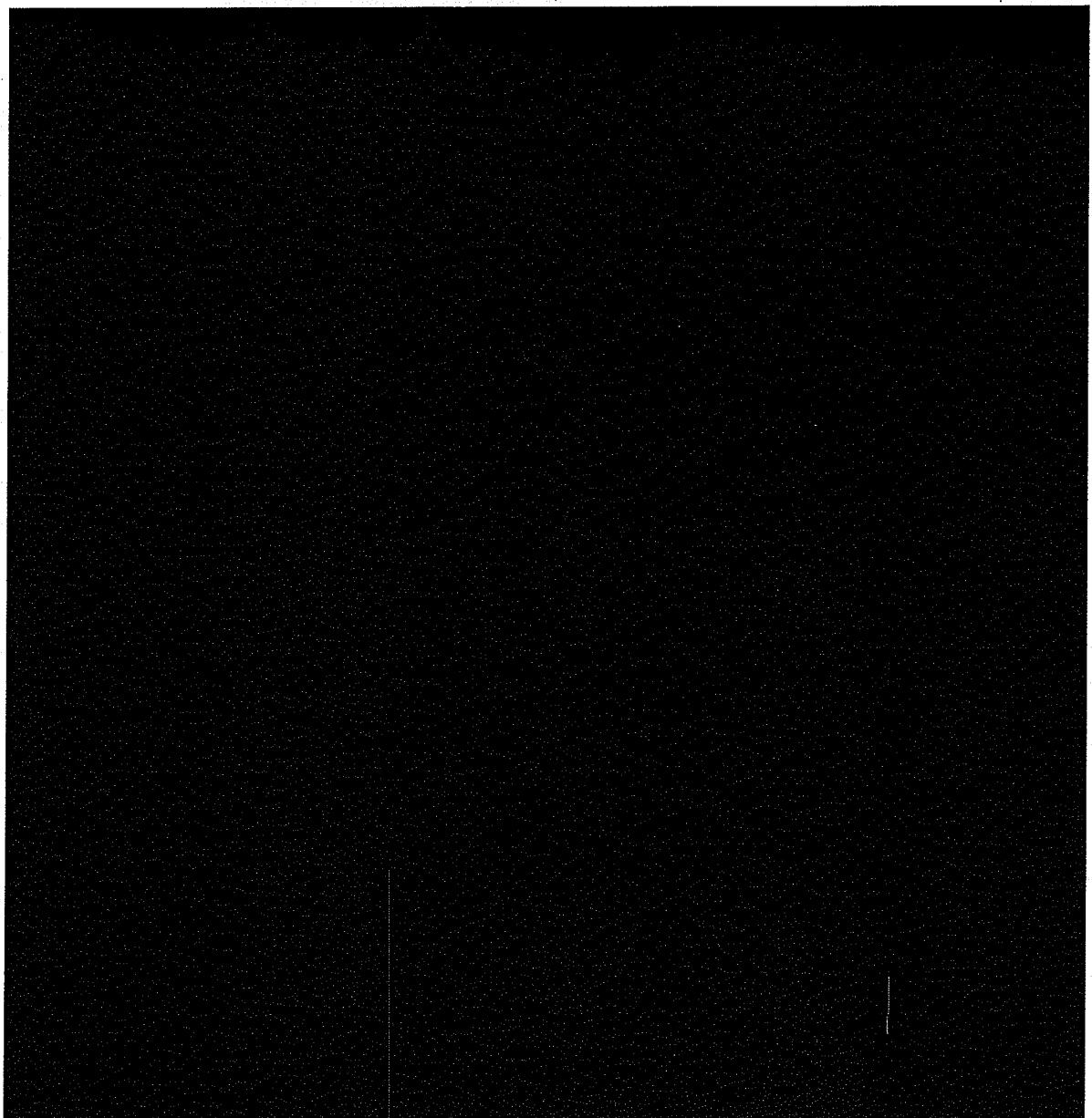


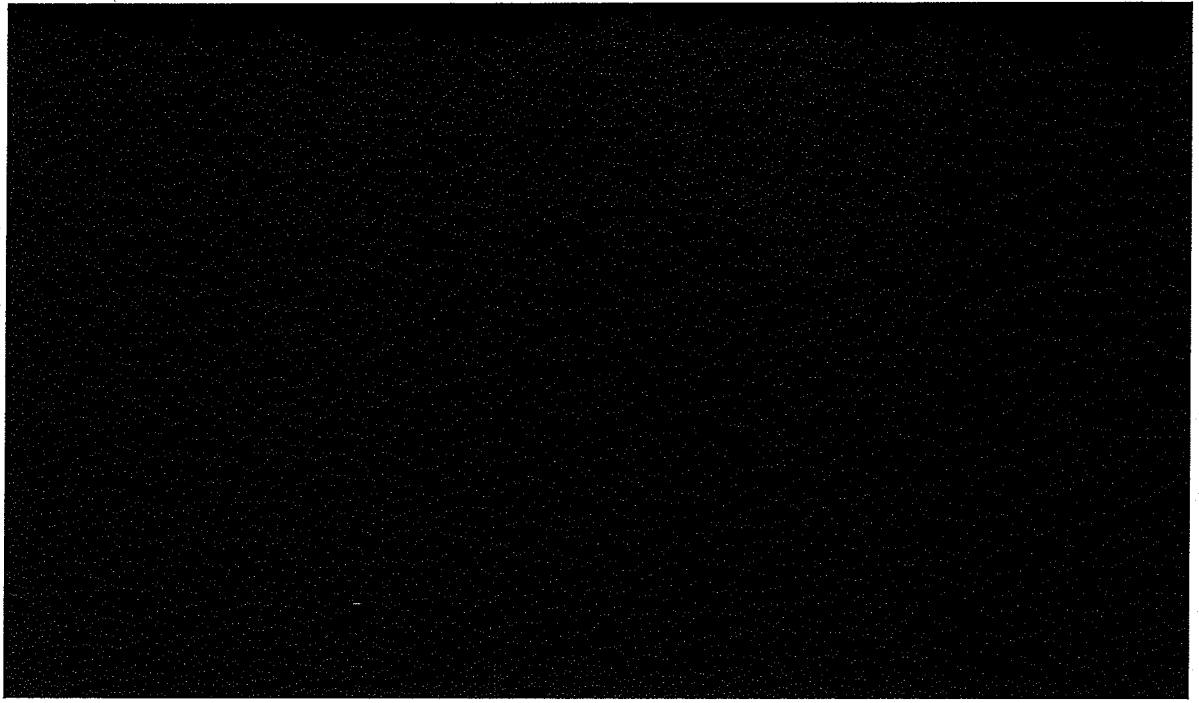




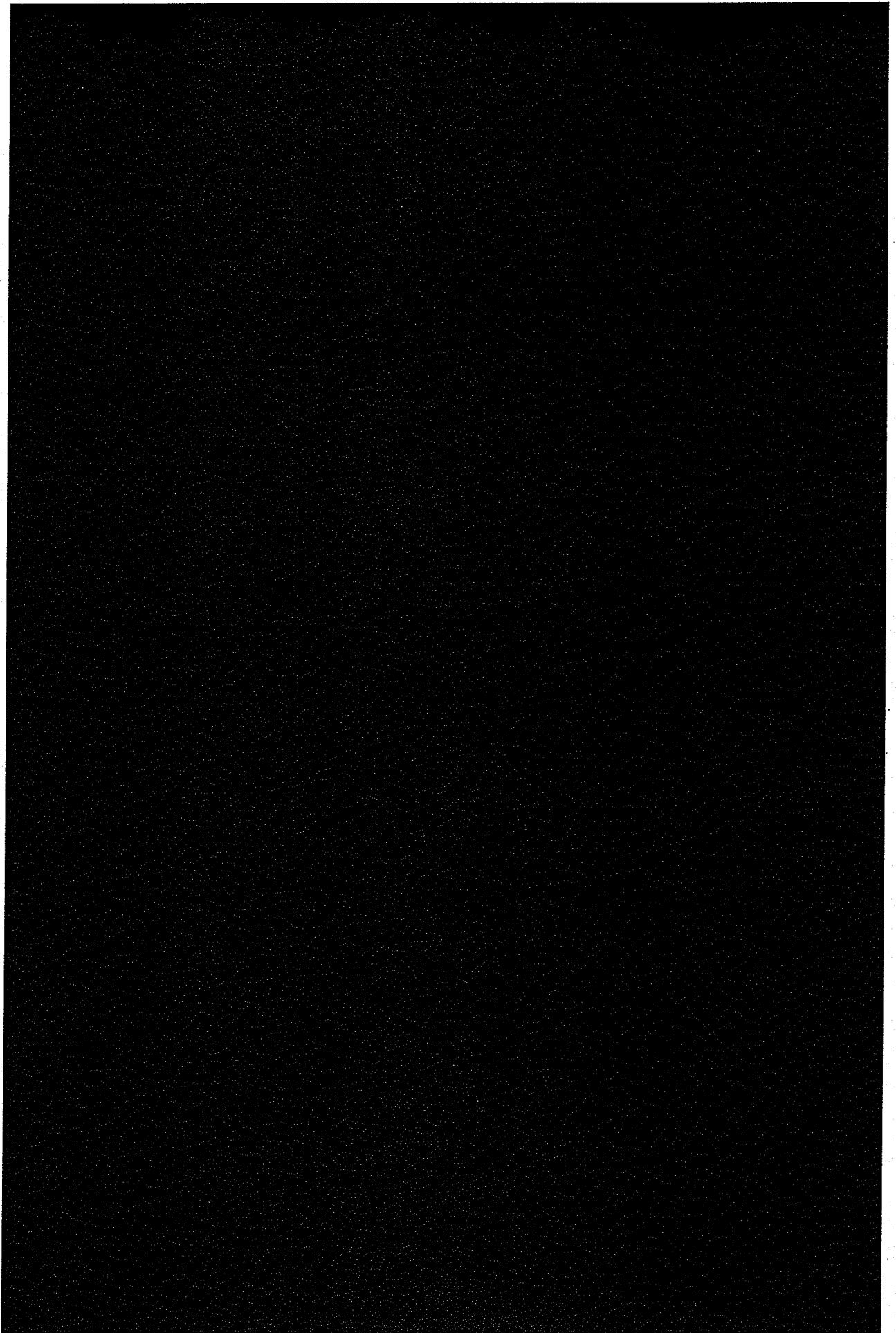
以 上

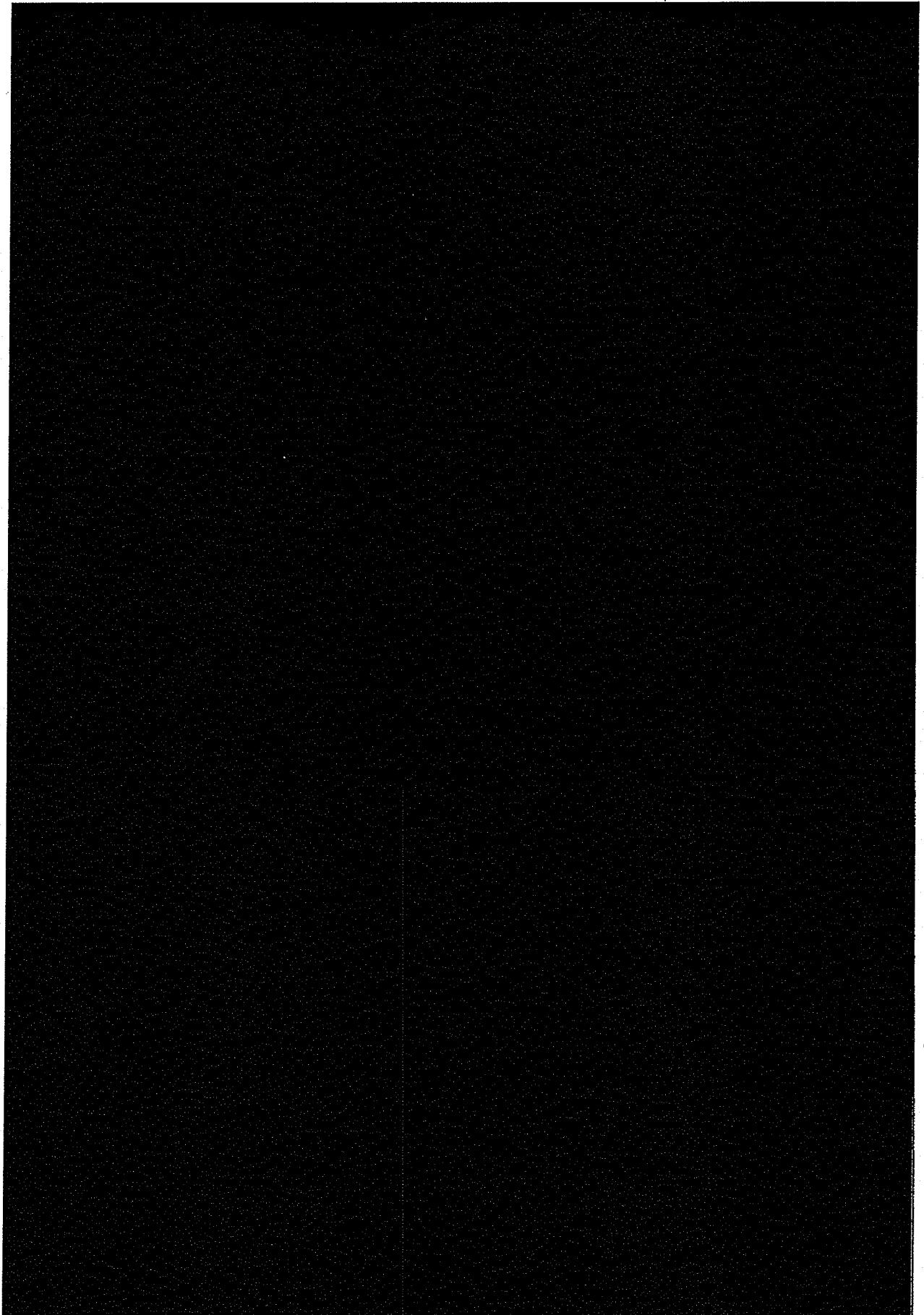
てん末書

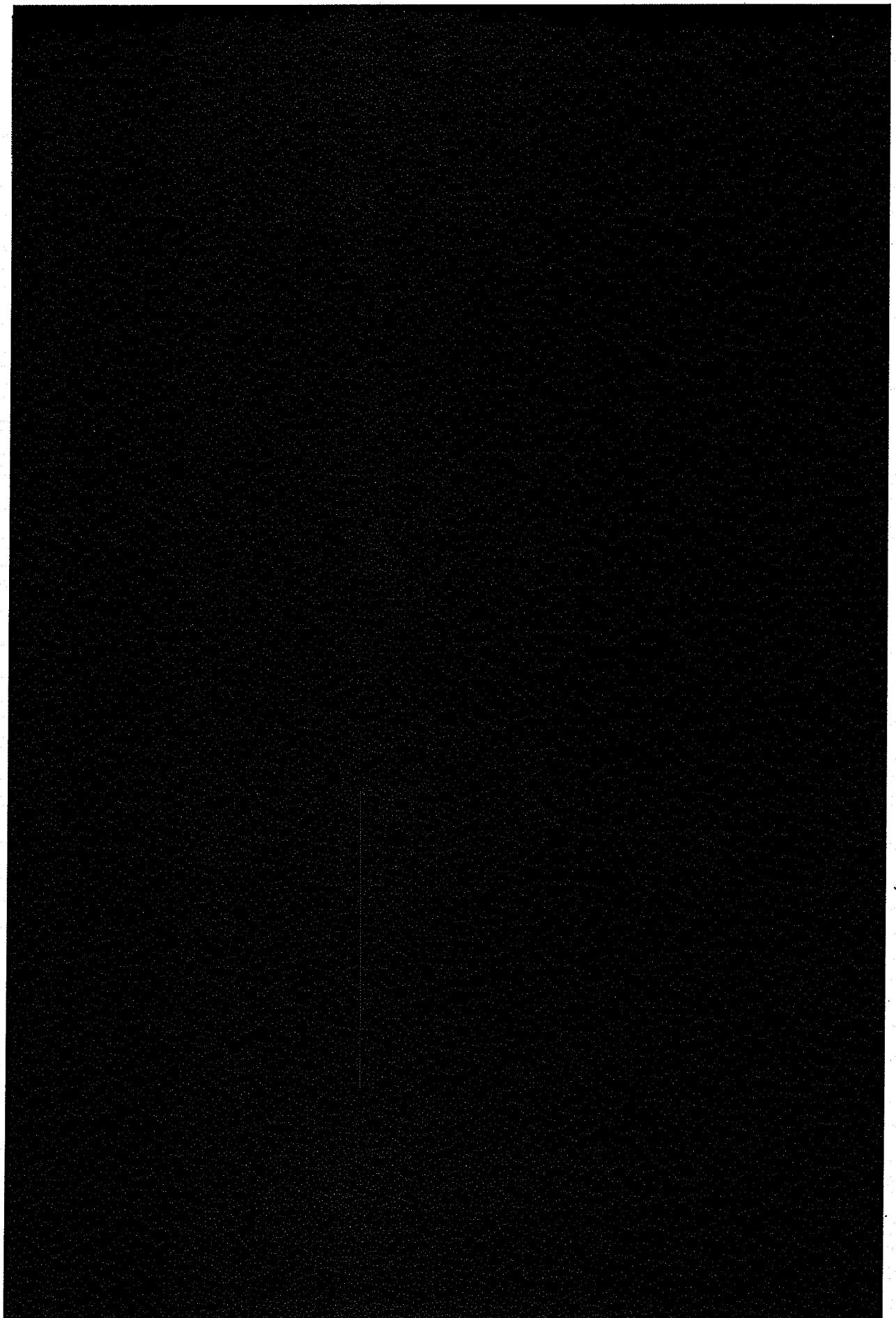


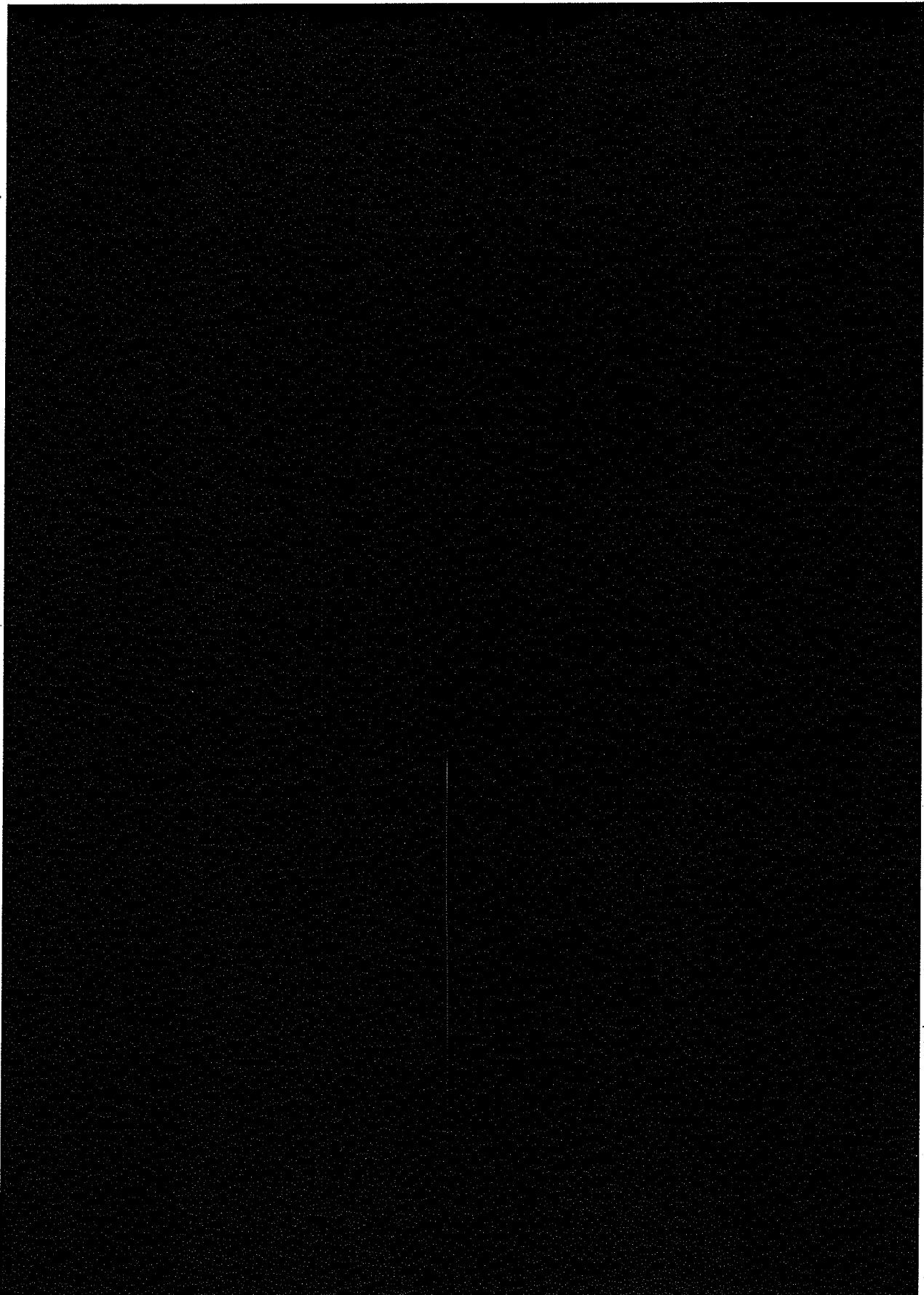


以 上

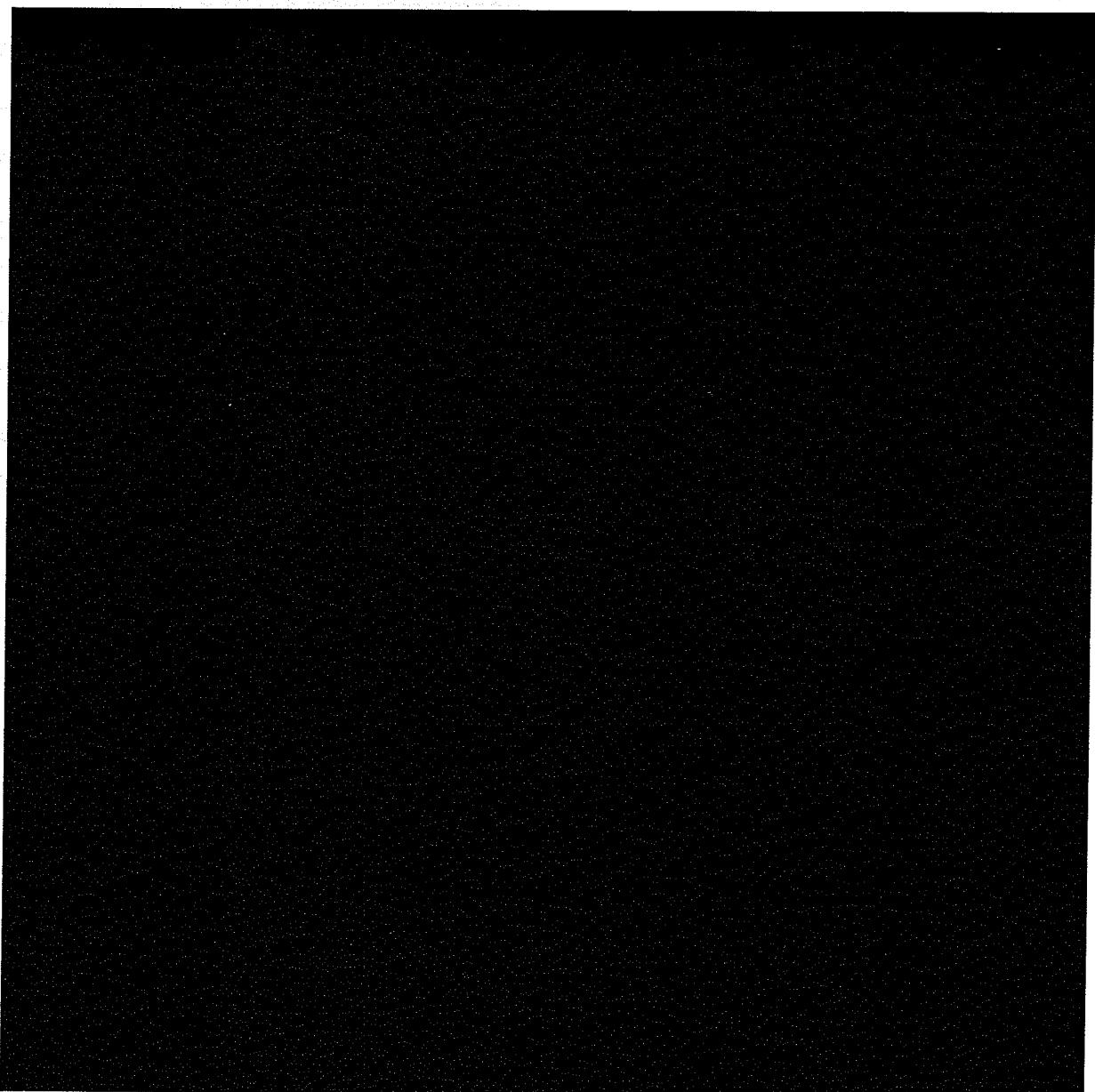


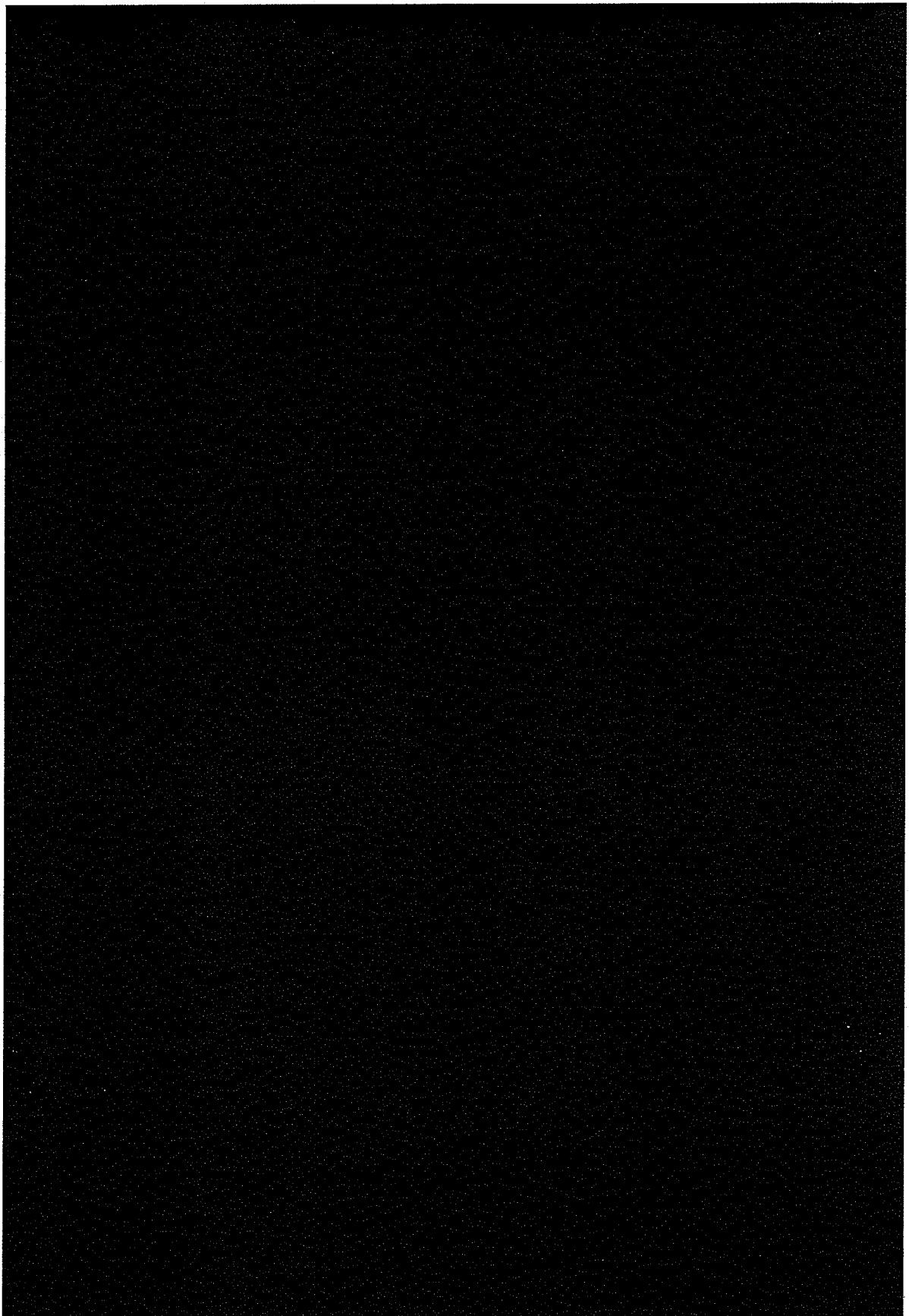


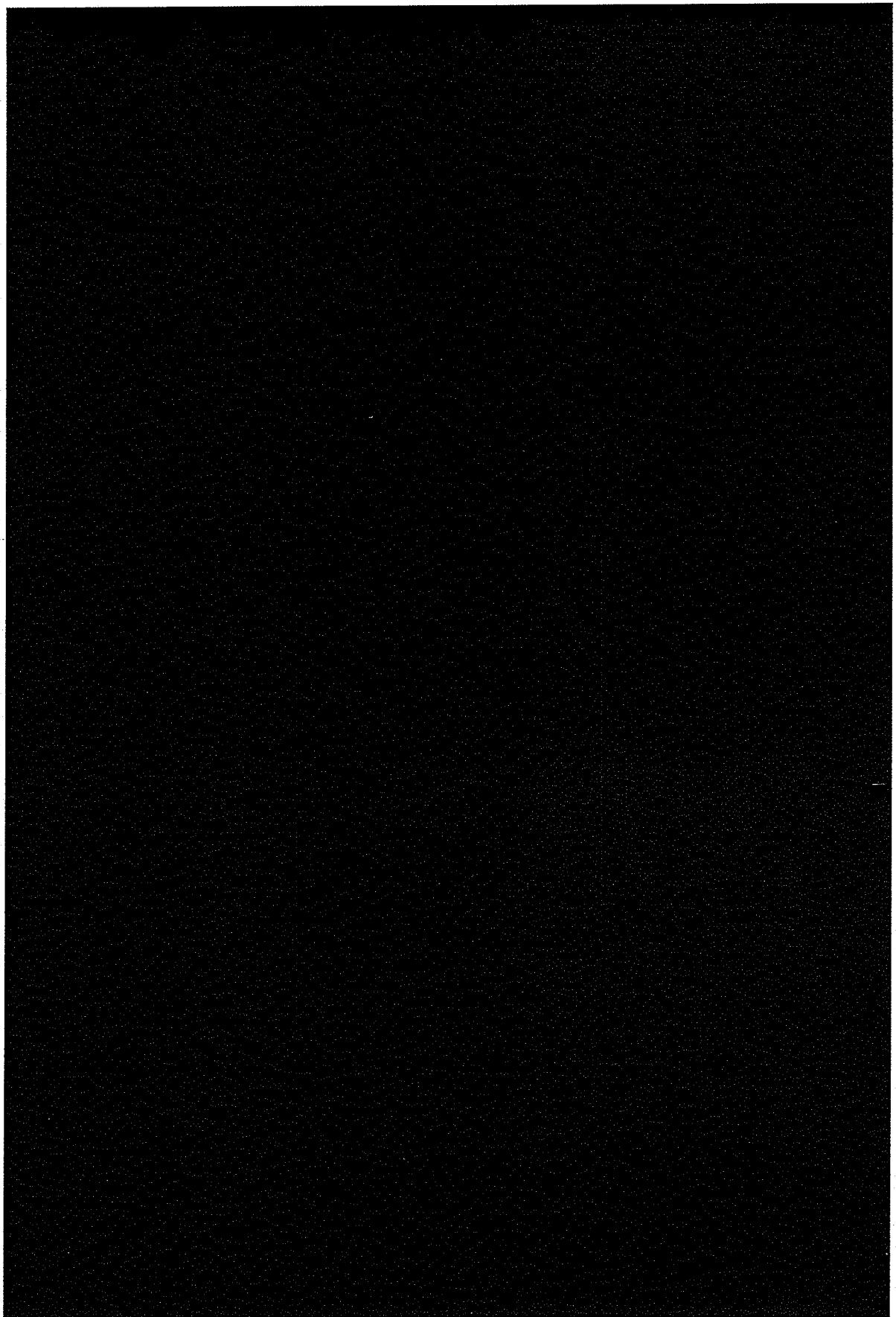




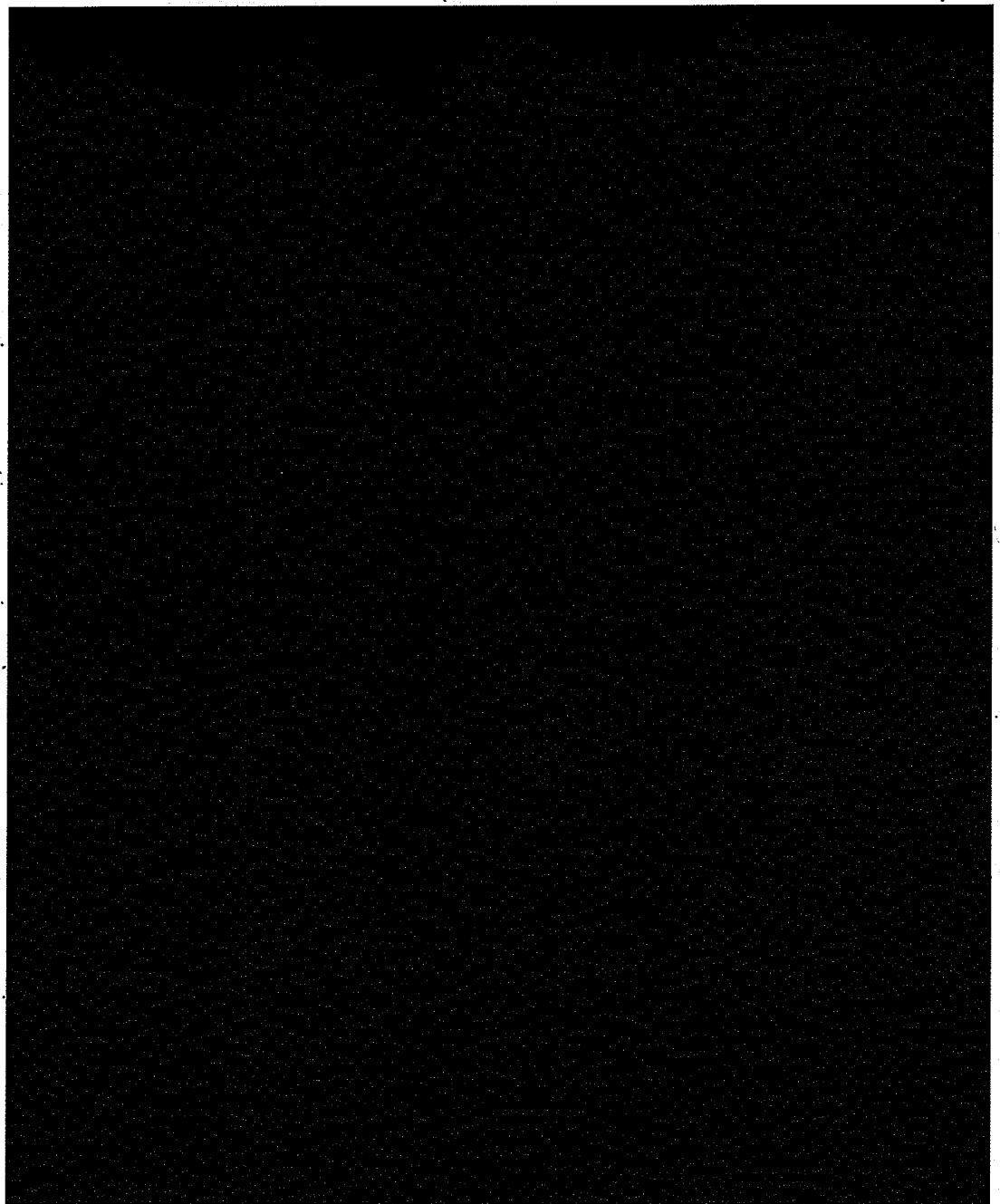
てん末書

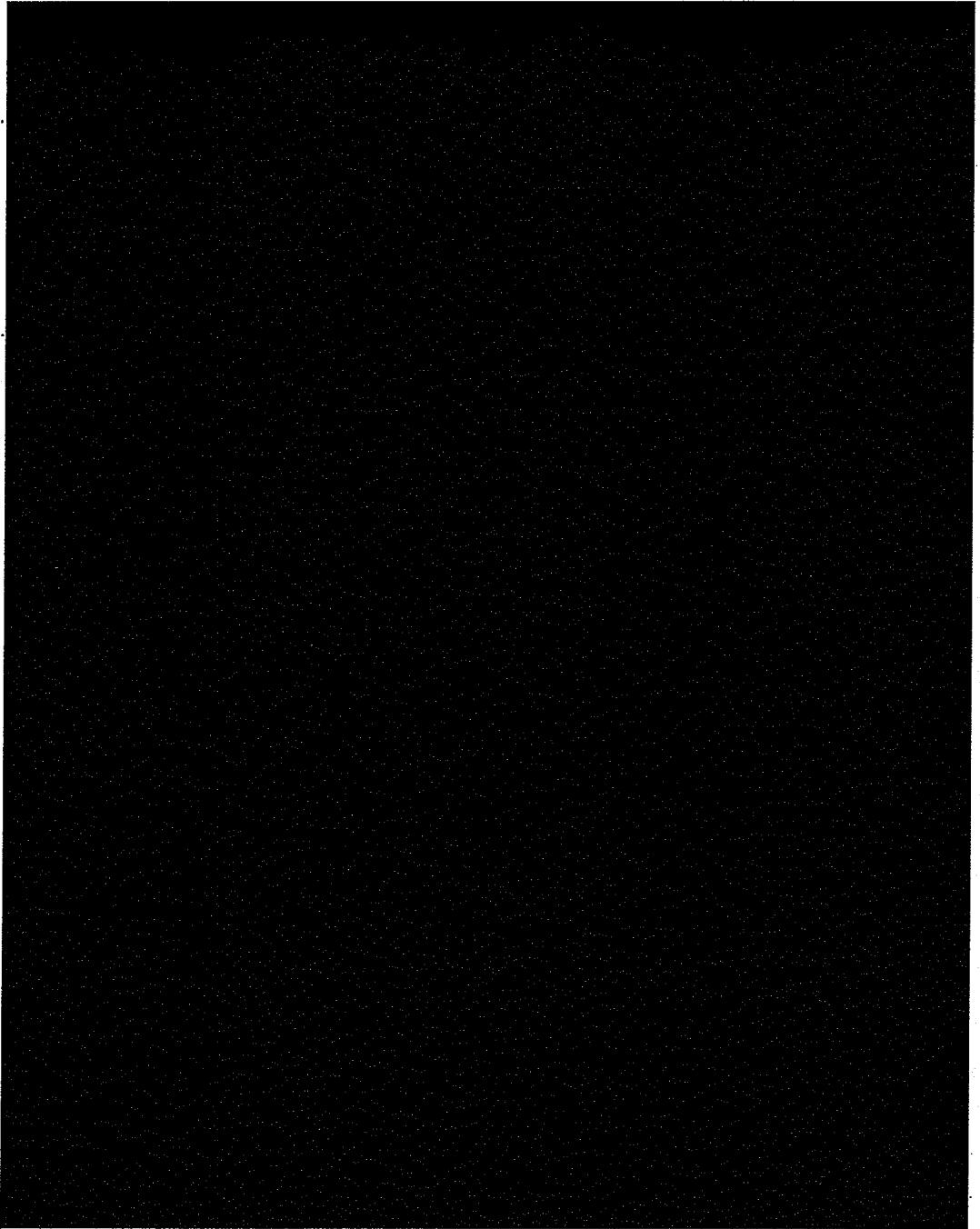




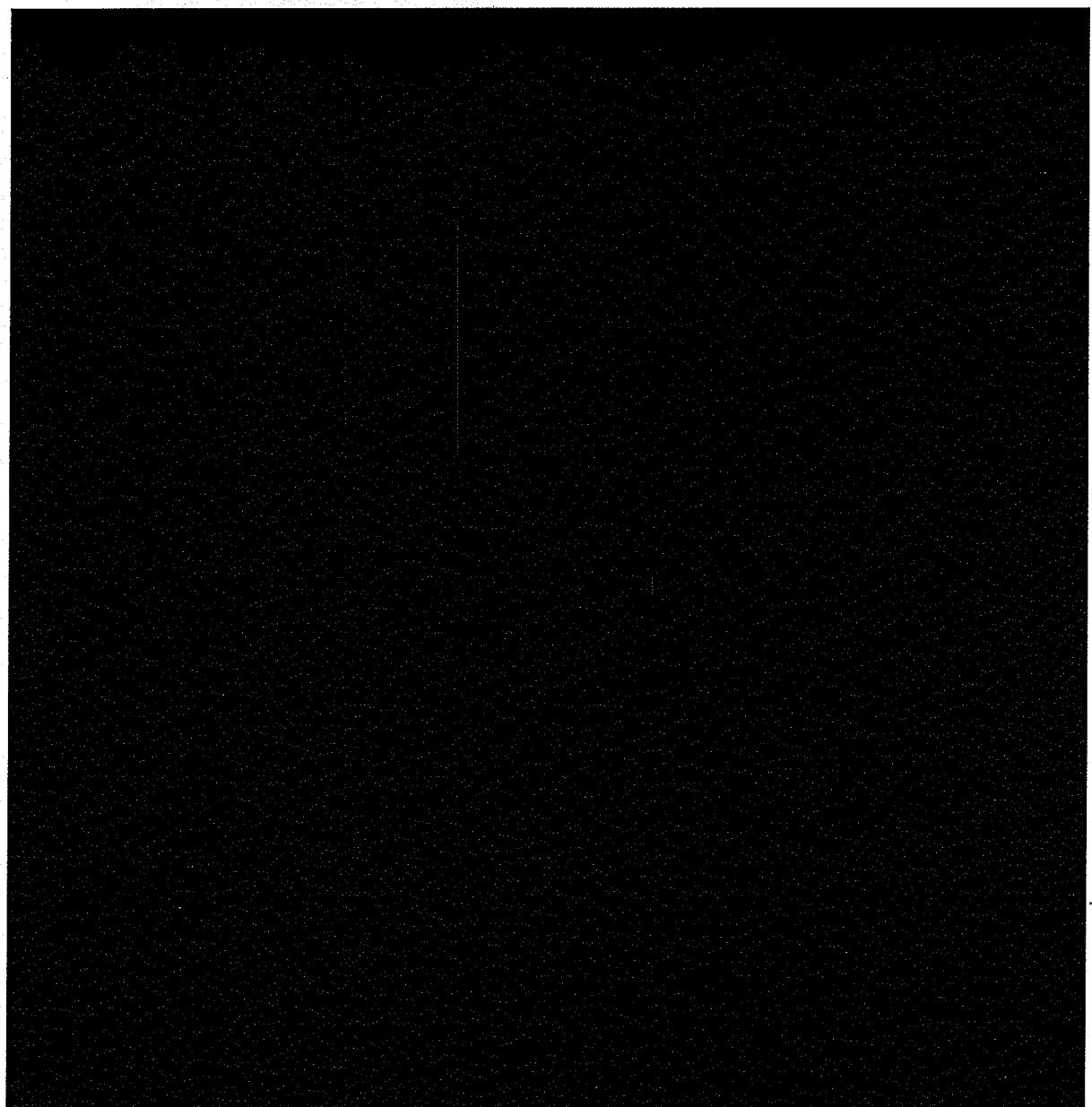


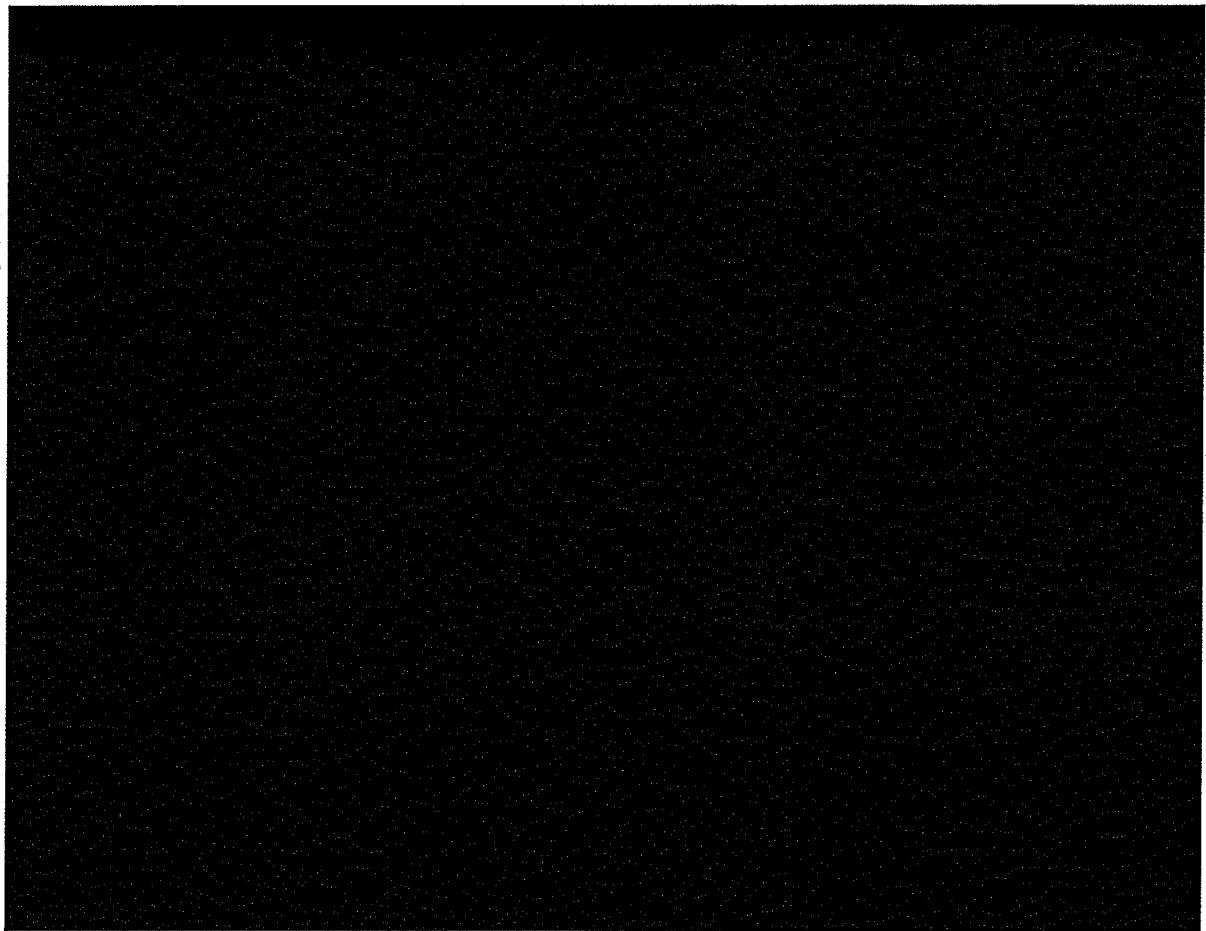
以 上





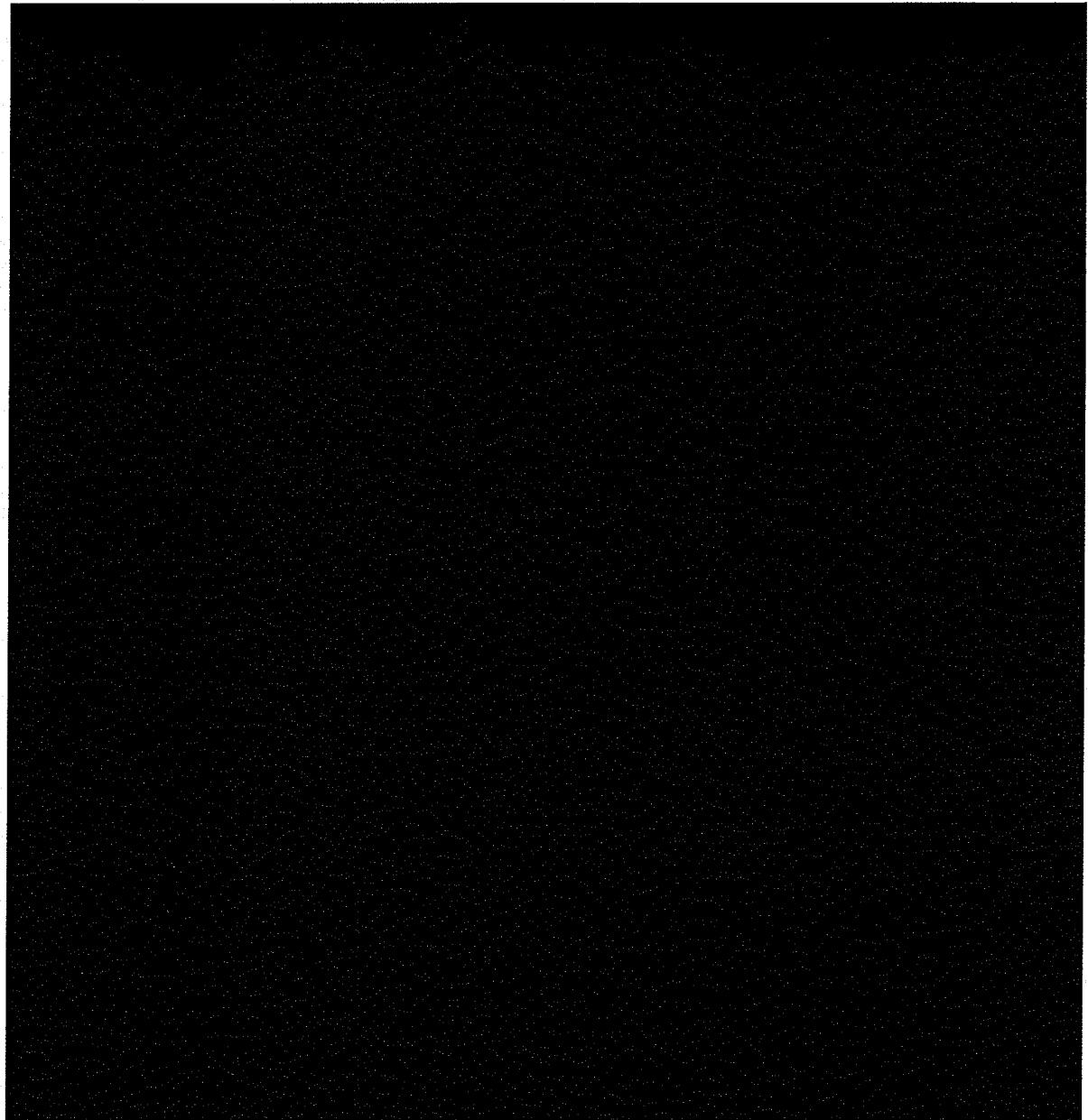
てん末書

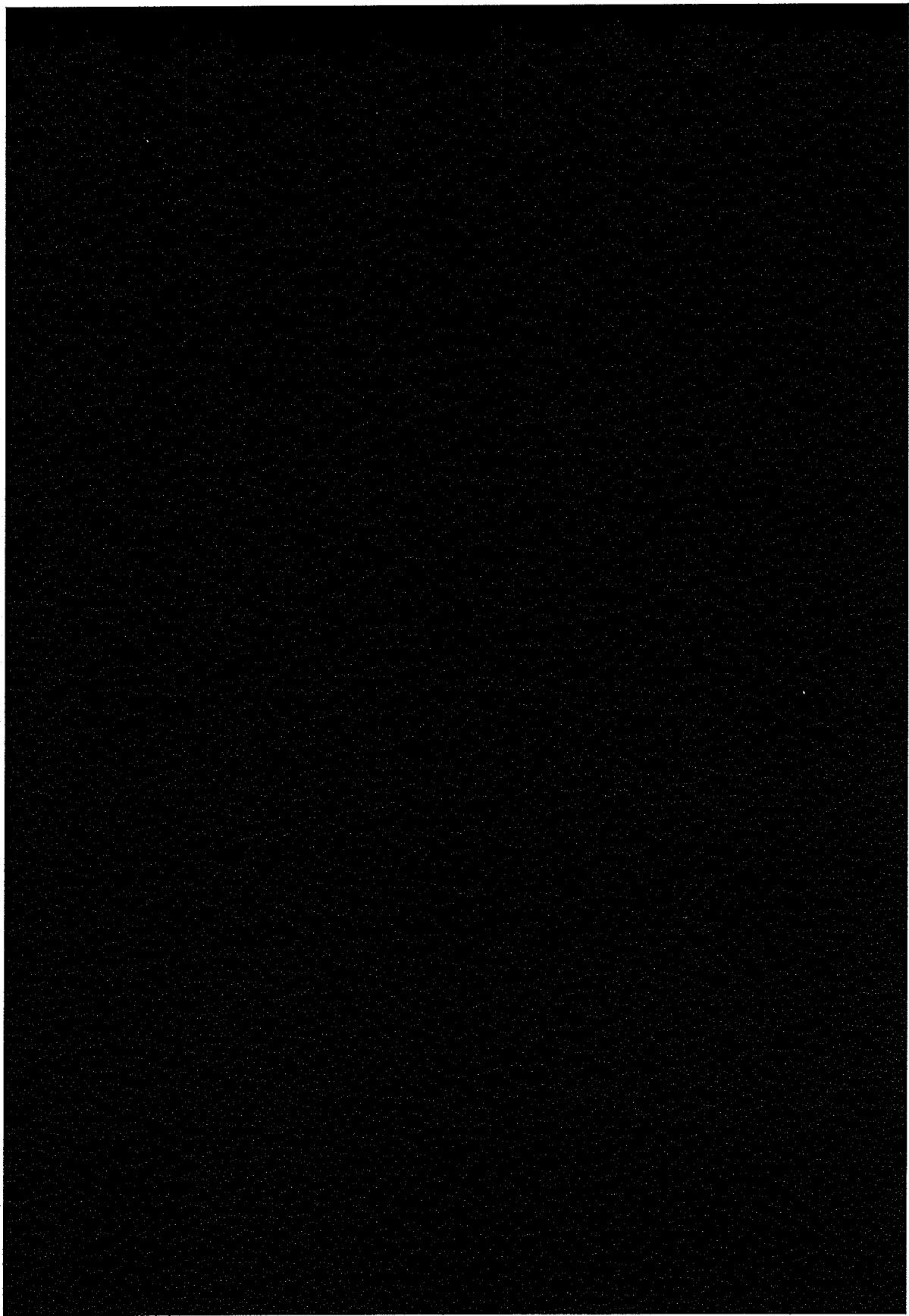




以 上

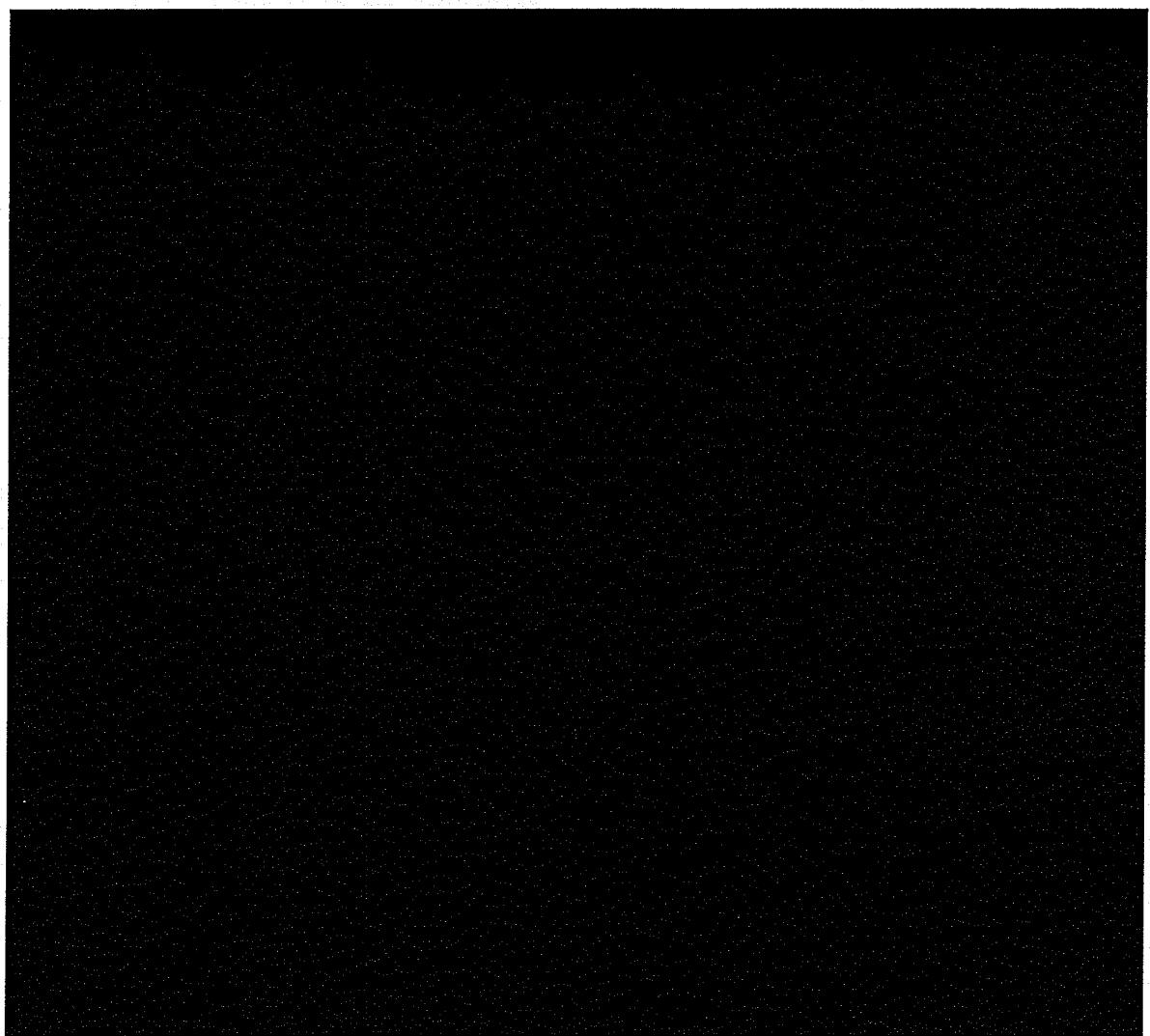
てん末書





以 上

てん末書



以 上

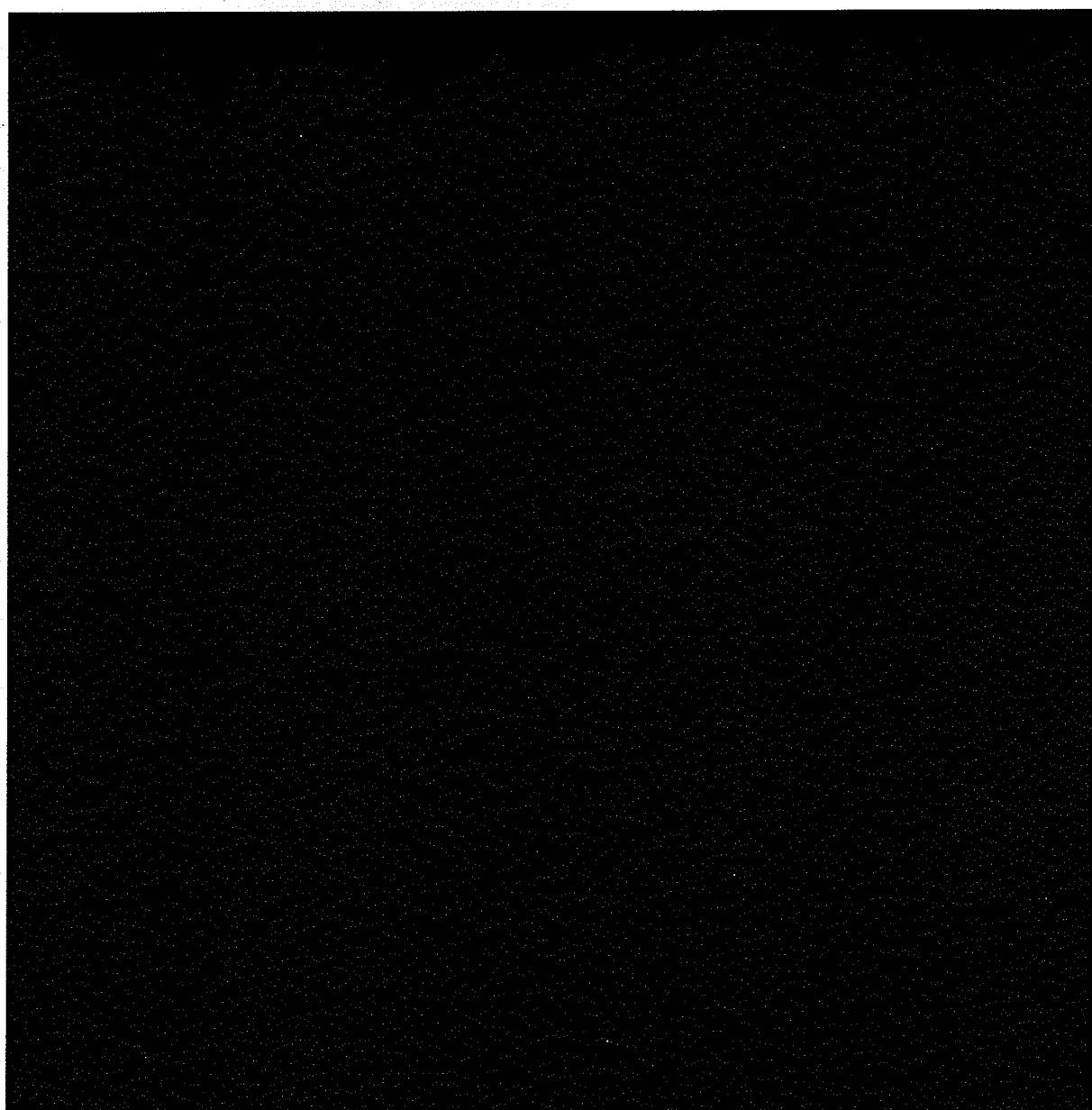
てん末書

以上

てん末書

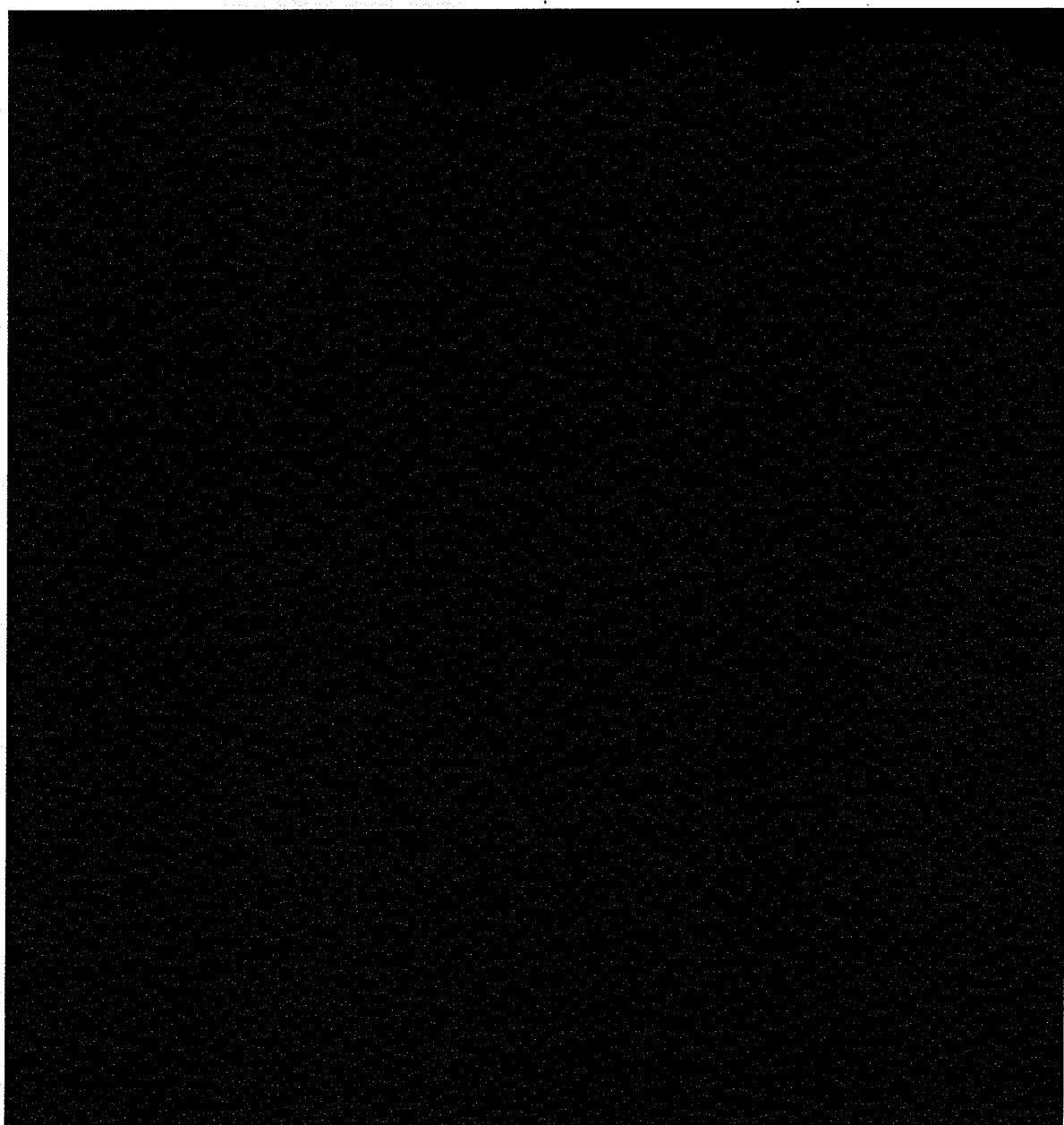
以 上

てん末書

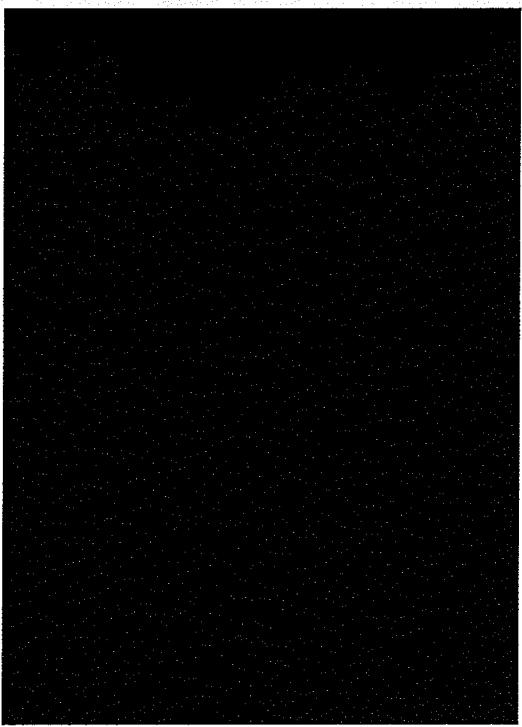


以 上

てん末書



以 上



起案	平成25年2月8日	秘密区分	
決裁	平成年月日	取扱区分	

件名

中国公安調査局における非違行為事案の関係者に対する
懲戒処分及び監督上の措置の伝達について

決 裁 欄

決 裁

総務部長



人事課長



総務課長



審理室長



総括補佐



文書番号	公調人発第 号	起案部課	総務部人事課
文書月日	平成年月日	主筆事務官	内線

公 安 調 査 庁

(伺)

中国公安調査局において、非違行為を行った職員及びその監督者に対する懲

戒処分及び監督上の措置については、以下のとおりの処分及び措置、

○ [REDACTED] 中国公安調査局調査第二部統括調査官 → 減給3月100分の5

○ [REDACTED] 中国公安調査局長 → 注意

○ [REDACTED] 中国公安調査局調査第二部長 → 注意

○ [REDACTED] 中国公安調査局調査第二部首席調査官 → 注意

とすることで決裁いただいたところ、処分及び措置の伝達については、総務部

長から、懲戒処分は別添 [REDACTED] の「懲戒処分書」及び「処分説明書」を交付

いただくとともに、監督上の措置は別添 [REDACTED] を口頭によ

り伝達願うこととしてよろしいか、お伺いします。

以上

懲 戒 处 分 書

(氏名) [REDACTED]	(現官職) 法務事務官 〔中国公安調査局調査第二部 統括調査官〕
(処分内容) <p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号により、 懲戒処分として、3月間俸給の月額の100分の5を減給する。</p>	
平成25年2月15日	
任命権者 公安調査庁長官 尾崎道明	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内でも、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができます。この処分の(注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する者は、その場合にあつては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職	公安調査庁長官
氏 名 尾崎道明	

2 被 処 分 者

所属部課	氏名(ふりがな)
中国公安調査局調査第二部	

官 職	級及び号俸
法務事務官 統括調査官	

3 処 分 の 内 容

処 分 発 令 日 平成25年 2月15日	処 分 効 力 発 生 日 平成25年 2月15日	処 分 説 明 書 付 交 日 平成25年 2月15日
--------------------------	------------------------------	--------------------------------

根 拠 法 令 国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号	処 分 の 種 類 及 び 程 度 減給3月間 債給の月額の100分の5
--------------------------------------	---

國 家 公 務 員 倫 理 法 第 26 条 に よ る 承 認 の 日 年 月 日	刑 事 裁 判 と の 関 係 起 訴 日 年 月 日	國 家 公 務 員 法 第 85 条 に よ る 承 認 の 日 年 月 日
---	--------------------------------	---

処 分 の 理 由

被処分者は、1、知人の会社経営者から依頼を受け、平成24年4月ころ、知り合いの警察官に対し、自らの調査活動の過程で某社の脱税に関する情報を得た旨の嘘を言い、同社に対する捜査を行うよう申し向け、2、同経営者に対し、執拗に借金の申込を行い、同年5月31日、同人から10万円の交付を受けたが、その間に上記行為をしたことを借金申込の理由に挙げるなど、後日全額返済したものの、公安調査官の品位を著しく傷つける言辞を申し向け、もって公安調査官の信用を傷つける行為を行つた。3、平成24年11月15日ころ、調査活動のため交流のある知人から、同人が覚せい剤取締法違反の被疑者として捜査の対象となり得る状況にある旨の連絡を受けたのであるから、その旨速やかに上司に報告すべき義務があったのにこれを怠つた。かかる被処分者の行為が、公安調査庁の信用を著しく傷つけるものであることはもとより、職務上の義務に違反していること、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることは明らかである。これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。

受 領 書

1 懲 戒 处 分 書 1通
(平成25年2月15日付け)

2 处 分 説 明 書 1通

上記の書類確かに受領しました。

平成25年2月15日

所 属 中国公安調査局調査第二部

官 職 法務事務官

氏 名

印

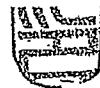
任 命 権 者

公安調査庁長官 尾崎道明殿

起 案	平成 25 年 3 月 1 日	秘密区分	
決 裁	平成 25 年 3 月 / 日	取扱区分	
件 名 人事院への処分説明書（写）の提出について			
決 裁		裁	欄
決 裁		合 議	
総務部長			
人事課長			
総括補佐			
文書番号	公調人発第 67 号	起案部局課	総務部人事課
文書月日	平成 25 年 3 月 / 日	主筆事務官	内線
公 安 調 査 庁			

(伺)

平成25年2月15日付けをもって発令した中国公安調査局調査第二部統括調査官 []に対する懲戒処分について、人事院規則12-0（職員の懲戒）第7条に基づき、別紙（案）に基づき、「処分説明書」（写）を人事院に提出してよろしいか、お伺いします。

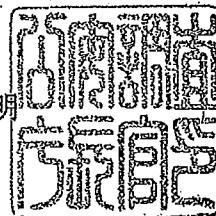


機密性2情報

公調人発第67号
平成25年3月1日

人事院事務総長殿

公安調査庁長官 尾崎道明



処分説明書の写の提出について

下記の職員に対して懲戒処分を行ったので、人事院規則12-0第7条の規定に基づき、処分説明書の写1通を提出します。

記

中国公安調査局調査第二部 法務事務官 [redacted]

処 分 説 明 書

平成

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 不服申立てがあつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起しなければなりません。ただし、この期間内であつても、人事院の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注)この処分を行つた者が特定独立行政法人に所属する場合は、この処分の訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

1 処 分 者

官 職 公安調査庁長官

氏 名 尾崎道明

2 被処分者

所属部課

中国公安調査局調査第二部

氏名(ふりがな)

官 職

法務事務官 統括調査官

級及び号俸

3. 処分の内容

処分発令日

平成25年 2月15日

処分効力発生日

平成25年 2月15日

処分説明書交付日

平成25年 2月15日

根拠法令

国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分の種類及び程度

減給3月間 債給の月額の100分の5

国家公務員倫理法第26条による承認の日

年 月 日

刑事裁判との関係

国家公務員法第85条による承認の日

起訴日 年 月 日

年 月 日

処分の理由

被処分者は、1 知人の会社経営者から依頼を受け、平成24年4月ころ、知り合いの警察官に対し、自らの調査活動の過程で某社の脱税に関する情報を得た旨の嘘を言い、同社に対する捜査を行うよう申し向け、2 同経営者に対し、執拗に借金の申込を行い、同年5月31日、同人から10万円の交付を受けたが、その間に上記行為をしたことを借金申込の理由に挙げるなど、後日全額返済したものの、公安調査官の品位を著しく傷つける言辞を申し向け、もって公安調査官の信用を傷つける行為を行った。3 平成24年11月15日ころ、調査活動のため交流のある知人から、同人が覚せい剤取締法違反の被疑者として捜査の対象となり得る状況にある旨の連絡を受けたのであるから、その旨速やかに上司に報告すべき義務があったのにこれを怠った。かかる被処分者の行為が、公安調査官の信用を著しく傷つけるものであることはもとより、職務上の義務に違反していること、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることは明らかである。これは国家公務員法第99条に違反する行為として同法第82条第1項第1号、第2号及び第3号に定める懲戒事由に該当すると認められることから、上記のとおり処分する。